

平成30年 第1回定例会

美瑛町議会会議録

(第1号) 3月1日 開会

美瑛町議会

# 議 事 日 程 ( 第 1 号 )

平成 3 0 年 第 1 回 美 瑛 町 議 会 定 例 会

平成 3 0 年 3 月 1 日 午 前 9 時 3 0 分 開 会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議会運営について ( 議会運営委員会審査報告 )
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 ( 議案第 1 号 ) 美瑛町農業担い手研修センター条例の制定について
- 第 5 ( 議案第 5 号 ) 美瑛町特別会計条例の一部改正について
- 第 6 ( 議案第 2 号 ) 美瑛町農業研修施設事業特別会計基金条例の制定について
- 第 7 ( 議案第 3 号 ) 美瑛町白金観光拠点施設条例の制定について
- 第 8 議案第 1 号 美瑛町個人情報保護条例及び美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報  
情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 2 号 町税の減免に関する条例の一部改正について
- 第 1 0 議案第 3 号 美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部改正について
- 第 1 1 議案第 4 号 美瑛町立学校設置条例の一部改正について
- 第 1 2 議案第 6 号 専決処分について
- 第 1 3 議案第 5 号 専決処分について
- 第 1 4 議案第 7 号 専決処分について
- 第 1 5 議案第 3 1 号 損害賠償額の決定について
- 第 1 6 議案第 8 号 平成 2 9 年度美瑛町一般会計補正予算について
- 第 1 7 議案第 9 号 平成 2 9 年度美瑛町国民健康保険特別会計補正予算について
- 第 1 8 議案第 1 0 号 平成 2 9 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算について
- 第 1 9 議案第 1 1 号 平成 2 9 年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算について
- 第 2 0 議案第 1 2 号 平成 2 9 年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算について
- 第 2 1 議案第 1 3 号 平成 2 9 年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算について
- 第 2 2 議案第 1 4 号 平成 2 9 年度美瑛町水道事業会計補正予算について
- 第 2 3 議案第 1 5 号 平成 2 9 年度美瑛町立病院事業会計補正予算について
- 第 2 4 議案第 3 3 号 美瑛町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 第 2 5 報告第 1 号 専決処分について

○出席議員（13名）

1番	福原輝美子	議員
2番	中村俱和	議員
3番	京屋愛子	議員
4番	八木幹男	議員
5番	佐藤晴観	議員
6番	沢尻健	議員
7番	野村祐司	議員
8番	大坪正明	議員
9番	角和浩幸	議員
10番	穂積力	議員
11番	桑谷覺	議員
12番	佐藤剛敏	議員
副議長 13番	杉山勝雄	議員

○欠席議員（1名）

議長 14番	濱田洋一	議員
--------	------	----

○出席説明員

町 長	浜 田 哲 君
副 町 長	塚 田 聡 仁 君
副 町 長	石 井 典 夫 君
会 計 管 理 者	三 井 浩 君
税 務 課 長	三 井 浩 君
総 務 課 長	鈴 木 貴 久 君
政 策 調 整 課 長	今 瀧 毅 君
収 納 対 策 室 長	富 田 敏 博 君
住 民 生 活 課 長	三 田 村 尚 樹 君
保 健 福 祉 課 長	小 杉 昌 敏 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	森 法 子 君
保 育 セ ン タ ー 所 長	田 中 繁 美 君
経 済 文 化 振 興 課 長	今 野 聖 貴 君
文 化 ス ポ ー ツ 推 進 室 長	栗 原 行 可 君
農 林 課 長	保 田 仁 君
建 設 水 道 課 長	芝 生 公 之 君
水 道 整 備 室 長	中 島 二 郎 君
町 立 病 院 事 務 局 長	平 間 克 哉 君
総 務 課 長 補 佐	山 上 修 司 君
総 務 課 財 政 係 長	竹 本 匡 志 君
教 育 長	千 葉 茂 美 君
管 理 課 長	吉 川 智 巳 君
図 書 館 長	野 崎 千 恵 君
農 業 委 員 会 会 長	川 崎 章 道 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	川 合 実 智 代 君
代 表 監 査 委 員	大 西 宣 充 君
監 査 事 務 長	山 下 浩 史 君

○書記

事務局長 新村 猛 君  
係 長 佐藤 誉 修 君

---

開会挨拶

---

○副議長（杉山勝雄議員） おはようございます。まず初めに、本日濱田議長が病気療養のため欠席となりますので、地方自治法第106条第1項の規定によって、副議長において議事を行いますのでご了承願います。議長、急遽、体調崩されたわけでありますけれども、数日も静養していれば回復されるだろうということですので、さほど心配はしておりませんが、何分不慣れでありますので、議事の進行スムーズにいかないこともあるかと思いますが、ぜひ皆様のご協力をどうぞよろしく願いをいたします。ピョンチャン五輪も終わりました。連日テレビの前にくぎ付けになった方も多いかと思いますけれども、北海道民として大変、今回のオリンピックでたくさんの感動と元気をもらいました。我々のこの議会も、このアスリートから、元気とパワーをもらって、この16日間の審議に努力をしていきたいなど。このように思っております。また任期あと1年を残す、重要な予算も、審議される議会でございますので、どうぞ皆さんの一層の奮闘をご期待いたしまして、ご挨拶に代えたいと思います。よろしくお願いいたします。

---

開会及び開議宣告

---

○副議長（杉山勝雄議員） ただいまから、平成30年第1回美瑛町議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は13人です。

---

美瑛町町民憲章の朗唱

---

○副議長（杉山勝雄議員） これから、美瑛町町民憲章の朗唱を行います。傍聴者の皆さま、ご起立をお願いします。

（全員起立して町民憲章の朗唱を行う）

（朗唱文の記載を省略する）

---

招集挨拶

---

○副議長（杉山勝雄議員） 浜田町長から本定例会招集のあいさつがあります。

（「はい」の声）

浜田町長。

(町長 浜田 哲君 登壇)

○町長(浜田 哲君) 皆さんおはようございます。平成30年の第1回美瑛町議会定例会、議長さん、インフルエンザということで、今議会の今日は出席されないということでありまして、他の議員の皆さん方全員ご出席のもと、議会開催を頂きましたこと、心からお礼を申し上げます。また、杉山副議長さんには、どうかひとつよろしくお願いを申し上げます。

議会の閉会中は議員の皆さん方には、宮様スキーマラソン、また、十勝岳の噴火総合防災訓練等、私どもの取り組み等にご参加をいただき、またご指導ご支援を賜りましたことに厚くお礼を申し上げます。おかげさまで順調な取り組み等進めさせていただいて、大変ありがたいと思っていますところでもあります。しばらく見てますと、美瑛町には多くの観光客の方、冬も来ていただいております。また、農家の方々も30年に向けての営農等も始まってきているということで、活力あるまちづくり少しずつ進んでくるなというふうに変更してそんな思いを持っているところでもあります。これも町民の方々が本当に美瑛の町を愛し、美瑛の町の発展のために、また、みずからの色んな取り組み等をしっかりと進めていただいているその成果だと。改めて感謝をしているところでもあります。

この議会におきまして、いろんな提案等を施策等を提案させていただくこととなりますが、平成30年度私ども今回の任期4年の任期の最後の年となります。美瑛町のまちづくりに、これまでの、いろんな取り組みですとか、成果をしっかりと受けて、積極的なまちづくりができる、そんな予算を計上させていただいた思いであります。議員の皆さま方、また、町民の皆さま方には、どうか、ご理解いただき、一緒になって力を合わせて、平成30年度美瑛町いい年を迎えることができるよう、心から期待をさせていただきたいというふうに思っていますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

それでは今議会に提案をさせていただいてます、案件について説明をさせていただきます。議案の第1号であります、美瑛町個人情報保護条例及び美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につきましては、法律の改正に伴う、条例の改正であります。

議案第2号、町税の減免に関する条例の一部改正につきましても、農業災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴う改正であります。

議案第3号、美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましても、法律の整備に関する、条の移動が生じたため、本条例を改正提案させていただくものであります。

議案第4号、美瑛町立学校設置条例の一部改正につきましては、平成29年3月をもって閉校となった旧明徳中学校について北海道教育委員会へ学校廃止届を提出することに伴い、本条

例を改正するものであります。

議案第5号及び議案第7号、専決処分についてであります。平成29年度美瑛町一般会計補正予算につきまして、地方自治法の規定により専決いたしました。議会の承認をお願いするものであります。内容につきましてはいずれも除排雪費用の追加補正であります。

議案第6号、専決処分であります。現在裁判中であります。建物収去土地明渡請求事件に係る訴訟の提起の内容について、その一部を変更する必要が生じたため、地方自治法の規定により専決をいたしましたので、議会の承認をお願いするものであります。

議案第8号、平成29年度美瑛町一般会計補正予算については、各種事業費確定に伴うもの、また除排雪費用の追加等であります。

議案第9号、平成29年度美瑛町国民健康保険特別会計補正予算については、繰越金の全額計上などにより一般会計繰出金の追加補正であります。

議案第10号、平成29年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算については、これも繰越金の全額計上などによる一般会計繰入金の減額の補正であります。

議案第11号、平成29年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算については、水力発電設備、修繕費用の追加補正であります。

議案第12号、平成29年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算についてであります。泉源加入金の追加及び繰越金の全額計上による基金積立金の追加補正などあります。

議案第13号、平成29年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算については、人件費の整理及び下水汚泥コンポストヤード整備工事に係る入札執行残等の減額補正であります。

議案第14号、平成29年度美瑛町水道事業会計補正予算についてであります。収益的収入及び支出では事業費確定による予算額の整理、資本的収入及び支出では工事請負費等の確定による国庫補助金及び工事負担金、企業債の減額補正であります。

議案第15号、平成29年度美瑛町立病院事業会計補正予算については、収益的支出では給与費等と不用額の整理による減額で、収益的収入では、入院及び外来患者の減による医業収益の減額などあります。また、資本的収入及び支出については、備品購入費確定による減額補正等あります。

議案第16号、平成30年度美瑛町一般会計予算についてから議案第24号、平成30年度美瑛町立病院事業会計予算についてまでの9議案につきましては、平成30年度の各会計予算案であります。

議案第25号から議案第30号、指定管理者の指定についてであります。美瑛町地域資源活用総合交流促進施設ほか5施設について指定管理者を指定したいので、議会の議決をお願いするものであります。

議案第31号、損害賠償額の決定についてであります。土地売買代金の支払遅延により相手



方に遅延利息を支払う必要が生じたため、その額の決定について地方自治法の規定により議会の議決をお願いをするものであります。

議案第32号、町道路線の認定についてであります。美馬牛駅前広場宅地の今後の造成に備え、用地内の道路として町道路線に認定する必要が生じたため、道路法の規定により議会の議決をお願いするものであります。

議案第33号、美瑛町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、今後の過疎債の活用を見込み、必要な事項を過疎計画に追加する必要が生じたため、過疎地域自立促進特別措置法の規定により議会の議決をお願いするものであります。

報告第1号、専決処分につきましては、平成29年第5回美瑛町議会臨時会において議決されました請負契約について地方自治法の規定により専決処分をいたしましたので報告をするものであります。

以上、議案33件、報告1件につきましてご提案をさせていただきます。慎重なるご審議をいただきお認めいただきますよう、お願い申し上げます、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

---

○副議長（杉山勝雄議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、6番沢尻健議員と7番野村祐司議員を指名します。

---

#### 諸般の報告

---

○副議長（杉山勝雄議員） これから、諸般の報告を行います。  
事務局長。

○議会事務局長（新村 猛君）

（諸般の報告を省略する）

（報告分の記載を省略する）

○副議長（杉山勝雄議員） これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第2 議会運営について

---

○副議長（杉山勝雄議員） 日程第2、本定例会の議会運営について、福原輝美子議会運営委員会委員長の報告を求めます。

(「はい」の声)

はい、福原議会運営委員会委員長。

(議会運営委員会委員長 福原 輝美子議員 登壇)

○委員長(福原輝美子議員) 皆さんおはようございます。議会運営委員会審査事項を朗読をもつてご報告いたします。

(報告書の朗読を省略する)

以上、報告いたします。

○副議長(杉山勝雄議員) これで議会運営についての報告を終わります。

---

### 日程第3 会期の決定について

---

○副議長(杉山勝雄議員) 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から3月16日までの16日間に決定したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月16日までの16日間に決定しました。本日の議事日程は議会運営委員会の報告のとおりであります。

---

### 行政報告について

---

○副議長(杉山勝雄議員) 浜田町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

(「はい」の声)

浜田町長。

(町長 浜田 哲君 登壇)

○町長(浜田 哲君) 行政報告を述べさせていただきます。報告書をご覧ください。

6件についての報告であります。まず第1件目、平成29年度まち・ひと・しごと創生寄附活用事業、企業版のふるさと納税というふうに行われているものでありますけれども、その事業に関する寄附についてであります。地方創生のために地方公共団体が行う事業として計画し、国に認定された事業に対する寄附を地元以外の企業から募る制度であります。美瑛町につきましては平成28年11月にその事業が認定されています。平成29年度事業に6社より寄附の申し出がありました。寄附の事業名につきましては以下3点、美しい村の推進事業、景観づくり、街路樹等の整備事業であります。寄附企業につきましては、6社であります。プランナー・ワールド様90万円、横浜桂林様10万円、キャリーシステム様100万円、河村ビル開

発様300万円、エフ・プロジェクト様10万円、北海道産地直送センター様10万円という内容になっております。企業の皆さん方には美瑛町のまちづくりに日ごろからご支援をいただいていますけれども、貴重な浄財財源をいただきました、寄附をいただきましたので、適正な活用をさせていただきたいというふうに思っているところであり、この場をお借りいたしましてお礼を申し上げるところでございます。ありがとうございます。今後ともよろしくお願いを申し上げます。

続きまして2点目であります。びえい雪遊び広場であります。1月27日から2月12日まで、来場者数が期間中約1650名の方々が、お出でをいただき遊んでいただいたという内容になっています。ふれあい館ラヴニール前エントランス広場において、町民ボランティア等の協力のもと、氷の滑り台や雪像を製作し、1月27日のオープニングイベントでは、ジャグリングやお楽しみ福まきを開催したほか、手づくり豚汁や美瑛カレーうどんピザなども提供し、多くの子供たちが来場をされた内容となっております。これは本当に美瑛町の住民のボランティアの方々が中心になって、このイベントを取り組んでいただいているところであり、深く感謝を申し上げますところでもあります。今後とも、どうかよろしくお願いを申し上げますところでもあります。

続きまして3点目、寛仁親王記念第41回丘のまちびえい宮様国際スキーマラソンであります。2月17日に開会式・交歓会155名参加、2月18日には本競技・表彰式を開催させていただいたところであり、申し込みをいただいた、参加をいただいた選手の皆さんがた834名という内容であります。彬子女王殿下にもご臨席をいただきました。交歓会では町内農村女性グループ、ネットワークすずらんの全面協力で、町内の農畜産物を食材とした料理を提供し、好評を得ました。大会当日は数年振りの快晴に恵まれ、美しい景観が広がる中で競技を行うことができたことから、選手の皆さん方からは、満足の声も上がっていました。大きな負傷者もなく、競技は無事終了させていただきました。議員の皆さん方にも、開会式等、交歓会等にご出席を賜りご指導ご支援を賜りましたことに厚くお礼を申し上げ、また参加いただいた選手の皆さん方に心からお礼を申し上げますところでもあります。歴史のある大会、今後ともしっかりと続けていければというふうに願っているところでもあります。

続きまして4点目、十勝岳噴火総合防災訓練であります。実施日につきましては2月21日、22日、対象地区は市街地区、白金地区、美沢地区であります。札幌管区气象台発表の訓練火山情報をもとに、合同訓練として12機関265名の参加により実施をさせていただきました。今回の訓練につきましては、北海道の防災訓練につきましては、十勝岳の噴火防災訓練と連携するという形で進めさせていただいたところでもあります。21日には市街地の住民を対象とした避難訓練を初めて実施、防災無線からの避難指示により45名の住民が町民センターに避難し、その後、北海道防災教育アドバイザーによる防災講話、避難所運営体験などを通して、避難所生活のポイント等を学ぶことができました。また、防災訓練に陸上自衛隊上富良野駐屯地第1

4 施設群の皆さん、また、美瑛消防署、消防団が中心になって原野 6 線の美瑛川水防拠点施設を会場に火山性地震伴う雪崩による施設倒壊を想定した、負傷者の救助救出訓練を実施しました。また、昨年導入したドローンを本訓練においても飛行させ、撮影したりリアルタイムの映像を上川総合振興局、上富良野町に送信する情報伝達訓練も取り行ったところであり、危険区域の住民の方々には 391 名おられますが、そのうち訓練に参加いただいた方は 153 名であります。参加をいただいた皆さん方にお礼を申し上げますし、また訓練を行うに当たり各関係機関の皆さん方に変なご支援ご指導賜りましたことに改めてお礼を申し上げますところであり、

続きまして 5 点目、十勝岳火山噴火防災講演会の開催であります。昨日でありますけれども、午後 6 時から午後 8 時、町民センター 1 階多目的ホールで北海道大学大学院の理学研究院教授、中川先生に十勝岳の噴火災害の軽減に向けてという演題でご講演をいただきました。非常にわかりやすい講演でありまして、消防団員の関係者、町民の方々、日ごろから防災に対して取り組んでおられる皆さん方中心に 213 名の方々が、多くの皆さん方が参加をいただいて開催することができました。30 年の周期と言われる十勝岳、30 年になります。30 年になったからすぐということではありませんけれども、十分な注意が必要であり、我々もしっかりと足元を見据えた防災の取り組み、こういった講演会が有益なものだと判断をして開催をさせていただいたところであり、中川先生には大変幅広い視点からいろんなご意見ご指導をいただきましたし、今後とも、この十勝岳の噴火に対してエキスパートとして私たちにご指導いただけるようお願いをさせていただいたところであり、大変皆さまご苦労さまでございました。

続きまして 6 点目、公用車の事故であります。2 月 24 日土曜日午後 0 時 45 分ころであります、丸山通り線と栄町中町 3 丁目線の交差点、職員が役場方向へ走行中、事故現場の交差点に進入したところ、右側から相手側車両が一時停止することなく、交差点内に直進をし、事故になったところであり、けが人が発生しなかったと、物損事故で終わったということで、大変そういう意味では不幸中の幸いだというふうに思っておりますけれども、対応については相手方の車両保険及び町加入の車両保険にて対応させていただいていますが、交通事故、非常に大きな事故になる可能性もありますし、いたる所で少し事故が発生しつつありますので、交通事故等の発生を抑制すべく、我々も情報発信なり取り組み等を進めていかなければならないと改めて思うところがございます。どうかよろしくお願い申し上げます。以上であります。

○副議長（杉山勝雄議員） これで行政報告を終わります。

---

日程第 4	（議案第 1 号）	美瑛町農業担い手研修センター条例の制定について
日程第 5	（議案第 5 号）	美瑛町特別会計条例の一部改正について
日程第 6	（議案第 2 号）	美瑛町農業研修施設事業特別会計基金条例の制定について

---

○副議長（杉山勝雄議員） 日程第4、（議案第1号）、美瑛町農業担い手研修センター条例の制定についての件、日程第5、（議案第5号）、美瑛町特別会計条例の一部改正についての件、及び日程第6、（議案第2号）、美瑛町農業研修施設事業特別会計基金条例の制定についての件を一括議題とします。（議案第1号）、（議案第5号）及び（議案第2号）について、佐藤晴観産業経済常任委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

佐藤産業経済常任委員会委員長。

（産業経済常任委員会委員長 佐藤 晴観議員 登壇）

○委員長（佐藤晴観議員） おはようございます。先の定例会において付託を受けました条例の審査結果についてご報告申し上げます。

（報告書の朗読を省略する）

○副議長（杉山勝雄議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

お諮りします。（議案第1号）、（議案第5号）、及び（議案第2号）の質疑は一括行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、（議案第1号）、（議案第5号）及び（議案第2号）の質疑は一括行うことに決定しました。

それでは、（議案第1号）、（議案第5号）及び、（議案第2号）の質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。お諮りします。（議案第1号）、（議案第5号）及び（議案第2号）の討論は一括して行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって（議案第1号）、（議案第5号）及び（議案第2号）の討論は一括行うことに決定しました。

（議案第1号）、（議案第5号）及び（議案第2号）の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第4、（議案第1号）の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。（議案第1号）美瑛町農業担い手研修センター条例の制定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、(議案第1号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第5、(議案第5号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。(議案第5号)美瑛町特別会計条例の一部改正についての件を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(議案第5号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第6、(議案第2号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。(議案第2号)美瑛町農業研修施設事業特別会計基金条例の制定についての件を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、(議案第2号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第7 (議案第3号) 美瑛町白金観光拠点施設条例の制定について

---

○副議長(杉山勝雄議員) 日程第7、(議案第3号)美瑛町白金観光拠点施設条例の制定についての件を議題とします。(議案第3号)について佐藤晴観産業経済常任委員会委員長の報告を求めます。

(「はい」の声)

はい、佐藤産業経済常任委員会委員長。

(産業経済常任委員会委員長 佐藤 晴観議員 登壇)

○委員長(佐藤晴観議員) 先ほどと同様にご報告申し上げます。

(報告書の朗読を省略する)

○副議長(杉山勝雄議員) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、(議案第3号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。

(議案第3号) 美瑛町白金観光拠点施設条例の制定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(議案第3号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第1号 美瑛町個人情報保護条例及び美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

---

○副議長(杉山勝雄議員) 日程第8、議案第1号、美瑛町個人情報保護条例及び美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、鈴木総務課長。

(総務課長 鈴木 貴久君 登壇)

○総務課長(鈴木貴久君) おはようございます。議案第1号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は、1頁から3頁になります。条例の改正の要旨は別冊資料の1頁、新旧対照表は、2頁から9頁になりますので、あわせてご参照願います。今回の条例改正は別冊資料の改正の1頁の要旨にありますように、国の個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴いまして、適切な個人情報保護対策を実施するための条文の一部改正と、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、国の情報提供ネットワークシステムを利用した特定個人情報連携に関する規定の整備のため、あわせて条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読させていただき、その後、資料に基づいて改正の内容について説明させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

それでは、別冊資料の条例の一部改正要旨により、説明させていただきます。別冊資料の1頁をお開き願います。

美瑛町個人情報保護条例及び美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正要旨。1の改正要旨につきましては、冒頭に述べたとおりでありますので、省略させていただきます。

2の改正の概要になります。国の法律の改正によりまして、2本の条例の改正を行います。

(1) 第1条関係の改正は、美瑛町個人情報保護条例の一部改正になり、3点の改正になります。1点目として、法律改正に伴いまして、指紋・顔認証データ、旅券番号等の個人識別符号

が個人情報に該当することが明確化されたため、これまでの個人情報の定義に識別符号の部分を追加して改めるものです。2点目は、これまで法律の略称名を番号法と言っていたものを法律改正により、番号利用法に改める改正です。3点目は、番号利用法の法律改正により引用している条番号にずれが生じたため、条文の整備を行うものです。(2)第2条関係の改正です。美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正になり、第1条の美瑛町個人情報保護条例の改正概要の2点目と3点目と同様の改正内容でございます。法律の略称名を番号法から番号利用法に改める改正と、番号利用法の法律改正により引用している条の号番号にずれが生じたため、条文の整備を行うものです。資料による説明は終わります。議案集に戻ります。議案集の3頁をお開き願います。附則になります。附則この条例は公布の日から施行する。以上で議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○副議長（杉山勝雄議員） これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。

（「はい」の声）

2番中村議員。

○2番（中村俱和議員） はい、中村です。個人情報保護法は、平成15年ですか、これ、施行されたわけですが、これは資料をいただきましたけども、これだけではなかなか全体像が見えないので、これ、本文、これを参考にさせてもらいました。パソコンですね、この条例の中ではパソコンとは言わないで電子計算機と言っているわけですね。これの急速な普及が背景にあると思います。その利便性、これも私たち日常、それから役所の皆さんも毎日使っているわけですが、利便性がある一方ですね、データが大量に流出してしまうと、一瞬にして。それも故意ではなくて過失、それから盗むという漏洩、悪用ですね、そういうことが報じられているわけですが、そこで質問します。今回、個人識別符号という言葉が追加されましたね。これは平たく言えばマイナンバーのことなんでしょうか。それとも別な意味で使われているんでしょうか。伺います。

（「はい」の声）

○副議長（杉山勝雄議員） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木貴久君） はい。ただいまの質問、個人識別符号について、マイナンバーのことであるかというようなことだと思いますけども、今回の国の法律改正に伴います条例改正につきましても、国が進めている情報ネットワークシステム稼働に向けて、まだ稼働はしていませんけども、その関係で今後、マイナンバー、個人番号が登録されて、それぞれ個人の所得情報でありますとか、障害者手帳を持っている方であるとか、いろんなことが今度、利用になるわけでございます。それに従いまして、国の法律を改正して、それに併せて稼働するために今回、個人識別符号ということで顔認証データでありますとか、皆さんがお持ちになっている国民健康保険証の番号であるとか、身体障害者手帳の番号であるとか、いろんな番号がこ



の部分に該当になるということで、個人識別符号になります。したがって、マイナンバー法の稼動するための準備段階の定義であるということで、ご理解いただきたいと思ひます。

(「はい」の声)

○副議長(杉山勝雄議員) はい、2番中村議員。

○2番(中村俱和議員) 個人情報保護法の中にはですね、概念としてオンライン結合ってという言葉があるんですね、電子計算機。平たく言えばネットワークですね。これは今のところはまだこれからってことなんでしょうけども、個人番号ですか、そういうその、含めて、包括的な概念で個人識別符号という言葉が使われていると、そういうふうに理解していいわけですね。

(「はい」の声)

○副議長(杉山勝雄議員) 鈴木総務課長。

○総務課長(鈴木貴久君) その通り、ご理解いただいてよろしいかと思ひます。

○副議長(杉山勝雄議員) よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第1号の件を採決します。議案第1号、美瑛町個人情報保護条例及び美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第2号 町税の減免に関する条例の一部改正について

---

○副議長(杉山勝雄議員) 日程第9、議案第2号、町税の減免に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、三井税務課長。

(税務課長 三井 浩君 登壇)

○**税務課長（三井 浩君）** おはようございます。議案第2号についての提案理由の説明を申し上げます。議案集は4頁、資料は10頁から12頁です。今回の改正は、農業災害補償法の一部が改正され、題名が農業保険法に改められることに伴い、条文を整備するものであります。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

資料の説明は省略させていただきます。以上で議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○**副議長（杉山勝雄議員）** これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第2号の件を採決します。議案第2号、町税の減免に関する条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第3号 美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

---

○**副議長（杉山勝雄議員）** 日程第10、議案第3号、美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、小杉保健福祉課長。

（保健福祉課長 小杉 昌敏君 登壇）

○**保健福祉課長（小杉昌敏君）** おはようございます。議案第3号、美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては、5頁になります。条例改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の13、14頁になります。今回の条例改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴いまして、就学前の子供に関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正

され、引用する条文の条項ずれが生じたため、条例の一部を改正するものであります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

なお、別冊資料の説明は省略させていただきます。以上で議案第3号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長(杉山勝雄議員) これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第10、議案第3号の件を採決します。議案第3号、美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第4号 美瑛町立学校設置条例の一部改正について

---

○副議長(杉山勝雄議員) 日程第11、議案第4号、美瑛町立学校設置条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、吉川教育委員会管理課長。

(教育委員会管理課長 吉川 智巳君 登壇)

○管理課長(吉川智巳君) おはようございます。議案第4号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては、6頁になります。一部改正要旨、新旧対照表は別冊資料の15、16頁になりますのでご参照願ひます。今回の条例改正につきましては、平成29年3月をもって閉校となりました旧明德中学校の施設に関して、併置校であります明德小学校にて使用することが適当であり、公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の手続完了に伴い、学校教育法の規定に基づき、北海道教育委員会へ学校廃止届を提出するとともに、美瑛町立学校から削除するものです。それでは議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

以上で議案第4号の提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長(杉山勝雄議員) これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第4号の件を採決します。議案第4号、美瑛町立学校設置条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第12 議案第6号 専決処分について

---

○副議長(杉山勝雄議員) 日程第12、議案第6号、専決処分について承認を求める件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、保田農林課長。

(農林課長 保田 仁君 登壇)

○農林課長(保田 仁君) おはようございます。議案第6号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては、14、15頁になります。訴訟の提起の新旧対照表は別冊資料の17頁になります。この訴訟につきましては、美瑛町が町内の団体と公有財産貸付契約を締結していた、本町字白金の町有林地内に同団体に所属する本訴訟の被告である町内在住者により、美瑛町の許可を得ずに建築された建物等について建物収去土地明渡を請求するものであり、昨年8月7日開催の平成29年第5回、美瑛町議会臨時会におきまして議決をいただき、8月24日に旭川地方裁判所に提起したものです。今回の訴訟の提起の変更につきましては、本年1月10日日期日の第3回口頭弁論において、建物、浄化槽、配水管、給水管及びアンテナについては、被告が作ったものであると陳述するが、庭石及びホームタンクについては、被告の陳述からは、それらの、所有権が誰に帰属するのか判然としない状況であったことから、代理人弁護士との協議の結果、庭石及びホームタンクについては請求を縮減することが紛争の早期解決につながると判断し、1月30日に専決をさせていただいたことを報告するとともに、

議会の承認を求めるものです。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で議案第6号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

○副議長(杉山勝雄議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第6号の件を採決します。議案第6号、専決処分について承認を求める件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は承認することに決定しました。

---

日程第13 議案第5号 専決処分について

日程第14 議案第7号 専決処分について

---

○副議長(杉山勝雄議員) 日程第13、議案第5号、専決処分について承認を求める件及び、日程第14、議案第7号、専決処分について承認を求める件を一括議題とします。これから各議案の提案理由の説明を求めます。はじめに、議案第5号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい鈴木総務課長。

(総務課長 鈴木 貴久君 登壇)

○総務課長(鈴木貴久君) 議案第5号の専決処分についての提案理由の説明を申し上げます。議案集は7頁から13頁になります。今回の専決処分につきましては、平成29年度美瑛町一般会計補正予算第9号について、平成30年1月9日に専決しましたので、地方自治法の規定により報告し承認をお願いするものです。専決した補正の内容については、昨年12月からの降雪量が多く、除排雪に要する経費が不足したことから、除排雪委託料の追加をするものでございます。それでは最初に議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出の方から説明させていただきます。12頁をお開き願います。歳出、第8款土木費、第2項道路橋梁費、第4目除雪対策費、補正額2000万円の追加。除雪対策事業、除排雪経費不足に伴う委託料の追加でございます。

次に、歳入について説明します。10頁をお開き願います。歳入、第9款地方交付税、第1項地方交付税、補正額496万4000円の追加。普通交付税になります。地方交付税のうち、特別交付税を除いた普通交付税は、交付決定額42億9771万2000円で、今回での補正済み額は42億5196万4000円となり、補正後の財源保留額は、臨時財政対策債保留分を除き、実質3165万8000円を保留財源としております。第18款繰越金、第1項繰越金、補正額1503万6000円の追加、前年度繰越金です。今回の専決補正で、保留していた繰越金は全額計上しております。9頁の第1表歳入歳出予算補正についての説明は省略させていただきます。以上で議案第5号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（杉山勝雄議員） 総務課長そのまま。

次に、議案第7号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木貴久君） 議案第7号の専決処分についての提案理由についてご説明申し上げます。議案集は16頁から22頁になります。今回の専決処分につきましては、平成29年度美瑛町一般会計補正予算第10号について、平成30年2月1日に専決しましたので、地方自治法の規定により報告し承認をお願いするものです。専決した補正の内容については、本年1月に入っても降雪量が相当に多く、なお除排雪に要する経費が不足したことから、除排雪委託料の追加をするものでございます。それでは最初に議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出の方から説明させていただきます。21頁になります。歳出、第8款土木費、第2項道路橋梁費、第4目除雪対策費、補正額2600万円の追加、除雪対策事業、除排雪経費不足に伴う委託料の追加です。

次に、歳入について説明します。第19頁をお開き願います。第9款地方交付税、第1項地方交付税、補正額2600万円の追加。普通交付税です。今回専決での普通交付税の補正済み額は42億7796万4000円となり、補正後の財源保留額は、臨時財政対策債、保留分を除きまして、実質565万8000円を財源保留しております。18頁の第1表歳入歳出予算補正についての説明は省略します。以上で議案第5号、議案第7号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（杉山勝雄議員） これで2案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。はじめに2案件に関連する事項についての総括質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで2案件に関連する総括質疑を終わります。

次に、議案第5号についての質疑を行います。議案集の7頁から13頁まで、議案第5号本文と平成29年度美瑛町一般会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正並びに歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第5号についての質疑を終わります。

次に、議案第7号についての質疑を行います。議案集の16頁から22頁まで、議案第7号本文、平成29年度美瑛町一般会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正並びに歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第7号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。はじめに議案第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第5号についての討論を終わります。

次に、議案第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第7号についての討論を終わります。

これから日程第13、議案第5号の件を採決します。議案第5号、専決処分について承認を求める件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は承認することに決定しました。

次に、日程第14、議案第7号の件を採決します。議案第7号、専決処分について承認を求める件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第7号の件は承認することに決定しました。

ここで休憩をとります、10時50分まで休憩とします。

休憩宣告(午前10時36分)

再開宣告(午前10時50分)

---

日程第15 議案第31号 損害賠償額の決定について

---

○副議長(杉山勝雄議員) それでは、再開をいたします。日程第15号、議案第31号、損害賠償額の決定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、保田農林課長。

(農林課長 保田 仁君 登壇)

○農林課長(保田 仁君) 議案第31号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては103頁になります。

この損害賠償につきましては、本町で新規就農を目指す担い手の研修の場として、旧美進小学校に隣接する農地に設置する実践農場用地2万1275平方メートルの取得のため、美瑛町内在住の相手方と平成29年6月1日付けで締結した土地売買契約の履行にあたり、美瑛町が土地売買代金468万500円を期限内に支払いを完了せず、164日経過後に支払いを完了したことにより生じた損害について、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律に基づく、遅延利息の額を相手方に対して賠償したいので、その額を決定するため、議会の議決をお願いするものです。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で議案第31号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○副議長(杉山勝雄議員) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「はい」の声)

はい、7番野村議員。

○7番(野村祐司議員) 7番野村です。よろしくお願いをいたします。今回のこの事象については非常に残念な事象でありまして、数点についてお伺いをさせていただきます。今回は職員の不作為あるいは支払い行為の失念ということは、説明がありました。なかなかこれは、納税者感情あるいは町民としては、こういう部分の一般会計からの支出については、なかなか理解が得られないのではないかと。そういう感じが私はいたしております。これについて町長の所見をまず伺います。

続きまして、今回についてはそれぞれまた地権者との売買契約を結んでいるわけですから、遅延利息の2.7パーセントについては、いわゆる政府契約の支払い遅延防止に関する法律に基づいて2.7でありますけど、優先するのは売買契約の遅延損害金の利率については、これと同一になってるのかどうか、というようところが疑念であるところでありまして、普通であれば利息制限法にのっとり、大体は、最高では29パーセント以下で抑えるような賠償率を設けるわけですが、2.7、これが契約書と同一になっているかどうかという点についてお伺いをさせていただきます。

さらには今回、この国の支出金というような表現しておりますので、29年の事業概要書では、道の負担金、国の拠出が出てない。というようなことになっておりますので、支払い行為、損害行為を行うに当たっては、この、支払い遅延防止契約に関する法律が妥当なのかどうか、



というようなところをまずお伺いいたします。

最後でありますけど、このことに当たってはこの法律をもし適用するのであれば、その担当者あるいは直近上位のものがそれぞれまた懲戒をしなきゃならないというような法律になっておりますので、この辺まで考えているかどうか。この点についてお伺いをさせていただきます。以上です。

(「はい」の声)

○副議長(杉山勝雄議員) 浜田町長。

(町長 浜田 哲君 登壇)

○町長(浜田 哲君) 今回の損害賠償については、大変私も申し訳なく思っています。町民の方々、並びに議会の皆さん方にお詫びを申し上げなければならないと思っています。対応についてはですね、いくつかご質問をいただきましたが、町の行政運営上の制度、規則等に基づいて対応させていただくということでのご理解いただきたいと思っております。具体的な内容については、担当課長の方から説明をさせていただきたいと思っております。以上であります。

(「はい」の声)

○副議長(杉山勝雄議員) はい、保田農林課長。

(農林課長 保田 仁君 登壇)

○農林課長(保田 仁君) はい。それではまずですね、契約書にその遅延防止に関する利率の記載があるかというご質問についてですけれども、契約書についてはですね、遅延に係る利率の記載というのはございません。これは契約書にうたわれている数字はございませんが、法律にのっとりましてですね、遅延防止法という法律が、政府契約のですね、支払遅延防止等に関する法律の中の14条になりますけれども、「この法律の規定は、地方公共団体のなす契約に準用する」といった条項がございます。規定の利率につきましては、「国が約定の支払期日までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、約定の支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した金額を下るものであってはならない」という規定に基づきまして、財務大臣が銀行の一般利率を勘案して決定する率としまして、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を決定するという事で、昨年、平成29年4月1日からの適用になります2.7パーセントを適用させていただいてございます。以上でございます。

(「はい」の声)

○副議長(杉山勝雄議員) はい、鈴木総務課長。

(総務課長 鈴木 貴久君 登壇)

○総務課長(鈴木貴久君) 3点目の質問がありました、関わった職員についての処分についてでございます。1月31日に懲罰委員会を開催いたしました。その中で、関わった職員の当事

者、不適切な処理をしたということで、美瑛町職員の懲戒処分並びに訓告及び嚴重注意の措置に関する規定、その中、もう1つ指針がありますけども、それに基づきまして、基準に、一般服業務処理関係の第13号のところ、不適切な業務処理により公務を支障させた場合、戒告ということの基準がございます。こちらについては、何回もというわけでもございませんで、軽減措置がありまして、故意に支払いを滞らせたものではない、それから、事務処理の失念で隠ぺいを図ったわけではないといったことで、減額等の検討はということで、検討しました。その中で本人等深く反省しておりまして、再発防止を図るために、課内でもフローチャート図を作って、課内で協議をし、複数確認をするといったことで、今後、防止を図りたいというようなことで申し出があったところで、本人につきましては訓告処分ということになりました。それから、上司の関係、指導者ということで、監督責任の罪の方が、その方があります。その場合のところにつきましても、監督指導不適正な事項がありまして、ここについて指導監督に適正を欠いていた場合、減給、戒告等の措置となつてございますけども、軽減措置でいち早く課内でフローチャート図を示して課内会議を行って、今後、こういったことがなされないよう法律を遵守して継続的にやっていきたいと思いますというようなことで今後、対応したいという申し出がありましたので、こちらにつきまして、それぞれ当事者、それから監督責任者等を訓告処分ということで、委員会の決定を経て、町長に具申をしたところでございます。それを受けて町長の方で、2月7日、訓告処分を下したということでございます。以上です。

(「はい」の声)

○副議長(杉山勝雄議員) はい、7番野村議員。

○7番(野村祐司議員) 農林課長の答弁でございますけど、ちょっと入り口の整理ができていないと私、感じているんですが、今回のこの事業費のあり方については、国の拠出がないわけでありまして、そうすると、国の支払いの金利に応じてということには、それを、利率2.7パーセントを基準にしたというふうになっておりますが、私は、道の支出金がある場合について、それが妥当なのかどうかというところがお伺いしたかったところであります。結局、私が申し上げたいのは、やはりこういう部分で、今の本契約とこの法律の持ち方によって、また齟齬があればいろんなトラブルが生じてきてしまうんでないかというようなことを、非常に心配しているところでありまして、この部分について改めてお伺いするものでありますし、それから契約上、やっぱり金銭消費貸借も、あるいは普通の消費貸借も、遅延損害金については載っていると思うんですけど、私、その辺ちょっと確認してなくて申し訳ないんですが、やはり、支払遅延金はなんぼにするというのは載っていると思うんですが、これについては後日でよろしいですので、またお答えをいただければと思います。

それから、総務課長の方から、今、過失、それから故意というような、故意によってはいろいろ違うというふうにあるんですが、故意または過失というような表現ですので、それで懲戒

を軽減すると、そんなんではなくて、この法令については、やはりそういう事象が起きてしまった場合には懲戒をしなきゃならんというふうになっているわけでありますから、それについて改めて課長にお伺いをいたします。

(「はい」の声)

○副議長（杉山勝雄議員） はい、保田農林課長。

(農林課長 保田 仁君 登壇)

○農林課長（保田 仁君） はい。道の交付金等が含まれているかというところのご質問だと思うんですけども、今回の土地の売買代金、売買にはですね、道の交付金等も含まれておりません。町の一般財源による売買、購入代金になります。契約書の中身なんですけれども、土地代金の支払いということで、第4条に「甲は」、「甲」というのは相手方になりますけど、「甲は、第2条第2項の義務が完了し」、要するにこれは引き渡し完了ということですね、引き渡しができる状況になり、「また、かつ土地の所有権移転の移転完了登記が完了したときに、土地代金の支払いを乙に請求することができる」と。「乙」は美瑛町ですね。「乙は、前項の規定により適法な請求を受けたとき、請求を受けた日から30日以内に土地代金を支払わなければならない」。第5条にですね、「この契約の内容または契約の履行に関し、関係者から異議の申し出があったときは、甲が責任をもって解決するように努めなければいけない」と。それと、あと「この契約に疑義を生じたときまたはこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする」ということで、土地売買契約書については、これは所定の様式を採用させていただいておりますので、遅延利息については、残念なことですけども、今のところ、土地売買代金の契約書には規定はされていないというのが現状でございます。以上でございます。

(「はい」の声)

○副議長（杉山勝雄議員） はい、鈴木総務課長。

(総務課長 鈴木 貴久君 登壇)

○総務課長（鈴木貴久君） 改めて、懲戒の処分ということでございます。通常こういった事案が発生した場合に、先ほど申し上げました町の規定、それから指針に基づいて懲罰委員会が開催されます。この中で、それぞれの規定に基づいて、先ほど申し上げた一般サービス規定に違反、それから指導者立場的な関係での適正でなかったことについて論点、論争がされて話し合われているわけです。その中で、この懲戒処分につきましては、いずれもそれぞれ、この中におきましては、1番重いのは免職になると思うんですけど、免職から1番下が嚴重注意っていうような項目になります。この中で、懲戒処分の中で、それぞれ訓告も懲戒処分の一部ということで、懲戒処分としては訓告処分としたということで、ご理解いただきたいと思っております。

(「はい」の声)

○副議長（杉山勝雄議員） はい、7番野村議員。

○7番（野村祐司議員） 私、ここに立っているのは、懲戒をしてほしいという意味ではなくて、もう再発防止という言葉を使わないでいただきたいというような願いも込めております。やはりこういう事象については、やはり町民からも非常に、町民というか納税者からも非常に疑念を抱くところでありますので、このような事象がもう本当に発生しないというようなところでのそれぞれの体制づくりをお願いするところであります。以上で私の質問を終わります。

（「はい」の声）

○副議長（杉山勝雄議員） 浜田町長。

（町長 浜田 哲君 登壇）

○町長（浜田 哲君） 野村議員さんから、いろいろご指摘をいただきました。今回、大変申し訳ないということでお詫びを申し上げたところでありますけれども、ただこれ、事務的な過失ですから、事業に取り組む、また、事務をする、仕事をするのに、過失というのはあり得るわけです。その過失に対して我々がどういうふうに組織としての適正な対応をできるか、また、行政の場合は住民の方々に説明責任を果たすことができるか、そして、再発防止にこの過失の経験を生かして組織が対応していく。これはいつでもあり得ることでありまして、これは今後こんなことがないようにということについてですね、私の方で答弁できる話ではありません。起こり得る話だというふうに思っていますけれども、適正に対応しながら行政運営をしていくということでご理解いただく案件だというふうに理解しています。よろしくお願いします。

（「はい」の声）

○副議長（杉山勝雄議員） はい、2番中村議員。

○2番（中村俱和議員） はい、2番中村です。今回の件は、今までのお話のようにですね、これは重大な過失だということは否定されないと思うんですね。結局、今の町長のお話のようにですね、人間は間違いをすることがありますから、それはよしとしてですね、この半年間、この長い期間、放置されてきたっていうこと、このことがやはり大きな問題ではないかなと思うんですね。結局、チェック機能が働いてこなかったと。これは今後の問題といえそうなんですけれども、その辺の認識ですね、これを教訓にしていかなければならないと思うんですけれども、この長い期間、どうしてチェックできなかったのかと。こちらは大きな問題だと思います。町長のお考え、お聞かせください。

（「はい」の声）

○副議長（杉山勝雄議員） 保田農林課長。

（農林課長 保田 仁君 登壇）

○農林課長（保田 仁君） はい。まず、遅くなりましたけど、この度の支払遅延に関しましては、ご迷惑をおかけしました相手方並びに関係各位につきまして、深くお詫びを申し上げたい

と、そんなふうに思っております。

今後、二度とこのような不適正な業務処理が行われないように、万全を期する所存であると、これは私ども、肝に銘じているところでございます。具体的な方法としましては、業務処理を適正に執行するという事で、美瑛町財務規則にのっとりまして、しっかりと遵守していきたいと、そんなふうに思っております。また、担当者が1人で抱え込まないようにチェックリスト等を整備しまして、課全体の職員が共有できるような体制を整えたいというような、体制を見直したいというふうに考えております。それで今、ご質問にありました、今までどうしてこういう、基本的にですね、失念をしていたということがもう1番の問題であると思います。6月1日に契約を結びまして、7月12日に登記完了した段階で、請求書をいただきまして支払うべきところだったんですけども、登記完了した通知を受けながらですね、支出命令書の伝票を切り忘れたというところで、完全に失念をしておりました。1月に入りましてですね、ご本人から支払われてないということで問い合わせがあったときに、初めて気がついたところでございます。完全に失念をしていたということが1番の問題でございますので、そのことについて、深くお詫びをしなければいけないと思っております。大変申し訳ありませんでした。

(「はい」の声)

○副議長(杉山勝雄議員) 2番中村議員。

○2番(中村俱和議員) 今回のこれは、私は不思議に思うんですけどもね、契約売買ですね、これは普通ですね、民間であれば相手が権利証と、それからこちらは現金を用意するわけですね。同時交換なんです。だから、問題は発生しないんです、普通は。そういうところをですね、こういう地方自治法ではどういうふうに、それがあとで支払いということになっているのか、そういう方法があるのかですね、それが合法的になるのか、それで伺いたいと思います。1つ、伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○副議長(杉山勝雄議員) はい、保田農林課長。

(農林課長 保田 仁君 登壇)

○農林課長(保田 仁君) 財務規則等によってですね、契約をして支払いをするということで、規則どおりに行うのが通常なんですけども、今回の場合ですね、契約と同時に支出負担行為という伝票を切りまして、支払わなければいけないということで決裁をとるんですけども、そのあとですね、土地を引き渡せる状況になると、それは登記が完了して土地が引き渡せる状況になった段階で相手方から請求書をいただきまして、支出伝票を切ると。その支出伝票によって支払うということになるんですけども、これは契約書上もそういった契約になっておりますので、そういう流れの契約、財務規則になっております。これは地方自治法に規定されているとおりのやり方をしていることになります。以上でございます。

(「はい」の声)

○副議長(杉山勝雄議員) はい、2番中村議員。

○2番(中村俱和議員) そうしますと、今回ですね、登記上はこちらの名前になっていてもですね、あとの現場の状況が、引き渡せる状態はまたその先になっていたからそういうことになったということになるわけですね。そうしますとね、こういう条件がですね、きっちり全部そろうてから、やはり権利証と現金は交換するという、それが本当じゃないでしょうか。

(「はい」の声)

○副議長(杉山勝雄議員) 保田農林課長。

(農林課長 保田 仁君 登壇)

○農林課長(保田 仁君) はい。現場の土地の状況はですね、引き渡せる状況でありましたし、登記も完了しておりましたので、通常ですと引き渡しを受けることが可能な状況でした。請求書を受け取って、その段階で登記が7月12日だったと思いますけれども、その段階で請求書を受け取りまして支払うべきところ、請求書がですね、通常の場合は美瑛町の方で作ってですね、ご本人にお持ちしまして、そして印鑑をいただいて、そしてそれで支払うという流れになっているんですけれども、請求書を作って持って行って請求していただくことを失念していたというのが現状でございます。以上でございます。

○副議長(杉山勝雄議員) 他に質疑はありませんか。

(「はい」の声)

はい、9番角和議員。

○9番(角和浩幸議員) 9番でございます。私もですね、ご指摘いろいろ、各議員からございましたけれども、今回の案件につきまして、地権者の方も損害を被っておりますけれども、その損害賠償金として税金から支出するということは、回り回って町民の皆さんもその分の損害を被るというわけでございまして、職員の皆さまには規律を持って職務にあたっていただきたいと願う次第でございます。再発防止策についてお伺いします。

先ほど来、この事案、契約に関する事案についての再発防止策というのは講じていらっしゃるというご答弁がございました。ただですね、このところ、他の課でも処理ミスなどが相次いでおります。どうもこの事務処理ですとか、事務手続きに関してですね、今まで役所内で培われてきたノウハウですとか、技術というんでしょうか、やり方が上手く継承されていないのではないかという印象を持ってしまいます。そういう意味でですね、今回のこの契約、案件そのものではございませんけれども、全体に職務にあたっての、もう一度、職員研修なり、学んで身に付けてもらう機会が抜本的に必要ではないかと思う次第でございますけれども、お考えをお伺いします。

(「はい」の声)

○副議長（杉山勝雄議員） はい、鈴木総務課長。

（総務課長 鈴木 貴久君 登壇）

○総務課長（鈴木貴久君） 今回、事例発生しまして、すぐさま、1月の末にですね、課長会議を開催いたしました。その中で、今回の事案を共有させていただきまして、どこにでも、どの課でも起こるような案件ですよということで、情報事案の共有をし、今後、管理職はこういうことのないように、常にスタッフ、係長を見ていただきたいと。そして、持ち帰って、課内で必ず会議を開いて法令遵守の徹底をしてほしいと。定期的に再発防止のための確認を必ずやってくださいということで、会議を開きました。その中で、合わせて、またもう一度、会議を開きまして、そのときに5Sの関係のこともありました。というのは、いろいろとメールで最近、昔は郵送の文書で必ずあったんですけど、今はメールでくる文書、問い合わせとか回答を求める文書が多いものですから、そういったものがたくさん来てですね、誰が見てるか見てないかわからない状態もあるものですから、必ずそういったことも全部印刷して、收受印を押して、みんなで共有して、これは誰がやるんだっていうことを、誰が報告するんだっていうことを、期日もありますので期日を守ってやりなさいということで、そういったことを打ち合わせをしてございます。

したがって、通常、我々、職員になる場合に、基礎研修、初級研修、中級研修といろいろと研修を受けるんですが、それについては地方自治法であるとか地方公務員法が主体となって研修をしますが、こういった初歩的な、こういった場合に、ミスした場合に町民にどのような影響を与えるかっていうことまでの、実際はそうわかっていても、いざこういうことが起こらないとわからないってことがありますので、今後、研修においては、次年度において、これまで表に出なかった、水面下で何とかここで住民の理解を得て収まった、納得していただいた事案も含めまして、来年、平成30年度において職員に研修して、そういったメニューを作ってやっていきたいと思っております。以上です。

○副議長（杉山勝雄議員） はい、他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第15号、議案第31号の件を採決します。議案第31号、損害賠償額の決定についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって、議案第31号の件は原案のとおり可決されました。

- 
- 日程第 16 議案第 8 号 平成 29 年度美瑛町一般会計補正予算について  
日程第 17 議案第 9 号 平成 29 年度美瑛町国民健康保険特別会計補正予算について  
日程第 18 議案第 10 号 平成 29 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算について  
日程第 19 議案第 11 号 平成 29 年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算について  
日程第 20 議案第 12 号 平成 29 年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算について  
日程第 21 議案第 13 号 平成 29 年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算について  
日程第 22 議案第 14 号 平成 29 年度美瑛町水道事業会計補正予算について  
日程第 23 議案第 15 号 平成 29 年度美瑛町立病院事業会計補正予算について
- 

○副議長（杉山勝雄議員） 日程第 16 から 23 まで、日程第 16、議案第 8 号、平成 29 年度美瑛町一般会計補正予算についての件、日程第 17、議案第 9 号、平成 29 年度美瑛町国民健康保険特別会計補正予算についての件、日程第 18、議案第 10 号、平成 29 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算についての件、日程第 19、議案第 11 号、平成 29 年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算についての件、日程第 20、議案第 12 号、平成 29 年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算についての件、日程第 21、議案第 13 号、平成 29 年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算についての件、日程第 22、議案第 14 号、平成 29 年度美瑛町水道事業会計補正予算についての件及び日程第 23、議案第 15 号、平成 29 年度美瑛町立病院事業会計補正予算についての件を、一括議題とします。これから各議案の提案理由の説明を求めます。はじめに議案第 8 号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい鈴木総務課長。

（総務課長 鈴木 貴久君 登壇）

○総務課長（鈴木貴久君） 議案第 8 号の提案理由についてご説明申し上げます。議案集は 23 頁から 59 頁までになります。今回の補正予算は、各種事業の事業費確定に伴う歳入歳出予算の増減、及び基金、交付金などの財源調整をあわせて行い、また、灯油単価などの高騰に伴う施設の光熱費の追加などを主とした補正内容としております。その他においては、顧問弁護士費用、庁舎に係る修繕費、光ケーブル新設工事費、土地売買遅延金、まちづくり寄附金増に伴う返礼品費用などの追加。いきいきセンターのボイラーの取り換え、保育所のマット購入費、企業振興補助金、除雪対策費用の追加。町営住宅の修繕費、美瑛中学校の特別支援等学校指導体制整備のための教室の改修、及び肢体不自由生徒の階段昇降車費用の追加。起債に係る元金利子の増減、財源確保に伴う公共施設等整備基金への積立てなどの追加でございます。最初に議案条文を朗読し、その後補正内容の説明をいたします。



(議案の朗読を省略する)

最初に歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出のほうから説明させていただきます。36頁になります。歳出、第1款議会費、第1項議会費、補正額141万円の減額。議会運営事業、日本で最も美しい村連合主催の海外研修1名減に伴う旅費、負担金の減額と、慶弔費の追加でございませう。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目職員給与費、補正額6万8000円の追加。臨時事務員等社会保険料、臨時職員社会保険料不足による追加でございませう。第2目一般管理費、補正額53万2000円の追加。一般管理事業は、コピー用紙等の消耗品で10万円の追加、顧問弁護士事業は、二股土地所有権移転登記手続請求事件に要する弁護士費用43万2000円の追加でございませう。第5目財産管理費、補正額121万3000円の追加、庁舎維持管理事業、役場庁舎の燃料費の追加と、1階正面玄関にエアカーテンを設置する費用の追加でございませう。第6目、情報管理費、補正額761万3000円の減額、情報管理事業は、庁舎内のWi-Fi施設整備ネットワーク回線の増設に伴う回線使用料の増と、グループウェアシステムの導入委託事業費確定によるもので465万円の減額。情報ネットワーク構築事業は美瑛駅前交差点などに設置した公衆用Wi-Fiの設備委託費の事業費確定に伴う296万3000円の減額でございませう。次の頁になります。第7目地域振興費、補正額598万3000円の減額。日本で最も美しい村推進事業は、町派遣職員の住宅賃借料と美しい村連合負担金の確定によるもの、及び財源調整でございまして33万4000の減額、丘のまちびえい活性化協会補助金は、活性化協会実施の事業費の確定と地方創生推進交付金及び充当基金の財源調整で、194万9000円の減額、海外交流事業は事業費確定と地方創生推進交付金充当に伴う財源調整で120万円の減額、農泊推進対策事業は事業費確定に伴う250万円の減額です。第10目災害対策費、補正額319万1000円の減額、防災無線整備事業は、花園等に設置しました屋外防災無線の屋外子局整備の事業費確定と起債の財源調整で247万2000円の減額、自主防災組織推進事業は、組織設置なしによる71万9000円の減額でございませう。第12目諸費、補正額1347万1000円の減額。1、十勝岳ジオパーク推進事業は、昨日実施しました防災講演会の講師に係る経費、白金インフォメーションセンターのVR作成業務委託確定に伴うもの、ジオパークサイン工事未実施によるものと財源調整で376万7000の減額、地域情報通信基盤管理運営事業は、光ケーブル新設工事などで800万円の追加。過年度歳入過誤納還付金は前年度に係る事業費の交付金等の確定に伴う納付金で623万4000円の追加、行政諸費は1名増となった行政相談員への補助金と土地売買代金支払い遅延金で7万7000円の追加。まちづくり寄附管理事業は、まちづくり寄附金に伴う返礼品の追加とふるさとチョイス寄附金管理システムの更新に要する委託で、292万7000円の追加です。次の頁になります。第3款民生費、第1項社会福祉費、第2目高齢者福祉費、補正額123万7000円の減額。1の移送サービス事業から3までのくらし援助サービス事業の3事業

は、いずれも対象者利用者の増減または減少に伴う、それぞれの委託料の追加減額でございます。4番、介護予防サービス計画事業は、介護予防サービスが総合事業に移行し、委託支払い方法の変更に伴う、220万の減額でございます。第3目障害者福祉費、補正額81万3000円の追加。更生医療給付費は、受給者増に伴う扶助費の増、地域生活支援事業は、移動支援事業利用者増に伴う追加。障害相談支援センター運営事業は、センターの嘱託職員の社会保険料不足による追加でございます。第5目いきいきセンター費、補正額87万5000円の追加、いきいきセンター運営事業、施設の燃料費の追加と給湯ボイラー2台の老朽化に伴い、取り換えに要する費用の追加でございます。第7目、地域支援事業費、補正額290万円の減額。介護予防・日常生活支援総合事業、生活支援サービス地域リハビリ活動支援利用者減に伴う委託料の減額でございます。次の頁になります。第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、補正額1364万9000円の減額、児童手当支給事業は、支給対象者の確定に伴う減額、美瑛町一時預かり幼稚園型事業は、利用者増に伴う追加施設型給付費事業は、利用者増及び、公定価格改定による給付費の追加でございます。第2目保育所費、補正額93万円の減額、保育センター管理運営事業は、保育センターの燃料費、電気料、電話料の追加、子育て応援団への指定管理料の減額。体育用抗菌マット購入費用の追加でございます。あわせて93万円の減額です。第3目、へき地保育所費、補正額ゼロ円、へき地保育所使用料の軽減実施に伴う財源調整でございます。第5目児童館費、補正額8万2000円の追加、児童館管理運営事業、児童館燃料代の追加でございます。次の頁になります。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費、補正額454万8000円の減額。老人保健施設事業特別会計繰出金及び大雪地区広域連合負担金は、いずれも事業費負担金確定に伴う減額でございます。第2目、保健指導費、補正額134万円の減額。保健指導管理事業は、嘱託職員未採用に伴うものの減、健やか未来応援事業は、子育てサポート事業費確定による減額でございます。第3目予防費、補正額93万円の減額、健診事業、がん検診受診者確定による減額でございます。第4目保健センター費、補正額31万円の追加。保健センター管理運営事業は、保健センターの燃料費及び電気料金の追加でございます。第6目環境衛生費、補正額49万3000円の減額。大雪葬斎組合負担金、前年度繰越金精算による減額でございます。第2項清掃費、第1目清掃総務費、補正額260万円の減額、大雪清掃組合負担金、北電電気料の返還金及び人事異動に伴う人件費の減に伴うものでございます。第2目塵芥処理費、補正額132万円の減額、一般廃棄物収集事業、業務委託入札減に伴う減額でございます。第3目し尿処理費、補正額79万1000円の追加、浄化センター管理運営事業、浄化センターの燃料費の追加でございます。次の頁になります。第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費、補正額0円、新設されました農地利用最適化交付金追加に伴う財源調整でございます。第2目農業振興費、補正額2587万6000円の減額。農業次世代人材投資事業は、就農開始時期1名延期に伴う交付金の減。美瑛町

農業振興機構負担金は、事業費確定による減及び地方創生交付金充当に伴う財源調整による減、農業技術研修センター管理運営事業は、指定管理委託料確定による減。経営所得安定対策等推進事業補助金は国庫補助金採択による追加、高収益作物振興対策補助事業から、7番目の強い農業づくり交付金事業までの3事業は事業費確定によるそれぞれの額を減額するものでございます。8番目の新規就農者技術習得管理施設整備事業は、事業費確定による減及び基金補助金の財源調整による減、9番、農業技術研修センター畜産加工施設整備事業は事業費確定による減額でございます。第3項林業費、第1目林業費、補正額610万5000円の追加、未来につなぐ森づくり推進補助事業は、補助事業の追加による事業補助金の追加でございます。第2目町有林管理費、補正額309万1000円の減額、森林環境保全整備事業、事業費確定による減額でございます。次の頁になります。第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費、補正額195万4000円の減額。企業振興促進補助事業は事業に伴う雇用助成金の追加、美瑛町商店街活性化事業は事業費確定に伴う減及び地方創生交付金、基金の財源調整による減でございます。第3目観光費、補正額0円。観光協会への補助金を地方創生推進交付金充当による財源調整でございます。第5目ビルケの森費、補正額62万3000円の追加。ビルケの森パークゴルフ場運営事業は、倒木処理費用の追加分でございます。第7目移住対策費、補正額621万8000円の減額。美瑛町定住住宅取得助成事業、事業費確定による減と地方創成推進交付金及び、充当した基金の財源調整でございます。次の頁になります。第2項文化スポーツ振興費、第2目生涯学習推進費、補正額125万2000円の減額、人づくり育成事業は、少年少女研修などの事業費確定による減と、補助金及び充当した基金の財源調整での減額でございます。地域人材育成研修施設管理運営事業は、旭交流研修施設の電気料の追加でございます。第3目町民センター費、補正額94万4000円の追加、町民センター管理運営事業、町民センターの燃料費の追加でございます。第6目、保健体育総務費、補正額51万8000円の減額、スポーツ振興事業は、スポーツ推進委員報酬、実績による減と自前で講師を確保したことによる減でございます。町民スキーリフト助成事業は、助成対象者見込み増による追加でございます。第7目保健体育施設費、補正額388万7000円の減額。町民プール建設事業は事業費確定によるそれぞれにかかる、事業委託料などの精査で、247万6000の減額、スポーツセンター管理運営事業は、スポーツセンターの燃料費、電気料の追加と備品の助成金未採択による購入見送りの差し引き119万9000の減額、クレー射撃場管理運営事業は、改修工事費の事業確定による減額でございます。次の頁になります。第8款土木費、第2項道路橋梁費、第1目道路維持修繕費、補正額700万円の減額、道路維持修繕事業は、事業費確定による減及び企業版ふるさと納税を充当する財源調整の200万円の減額、道路ストック点検事業は、国費配分事業調整による減額でございます。第2目、道路新設改良費、補正額865万7000円の減額。一つ目の朗根内上俵真布線道路改良舗装事業から、1番下の6番美望

ヶ原ビルケ線道路改良舗装事業までの6事業、それぞれ道路改良舗装事業の事業費確定に伴う減額と交付金、起債、財源調整によるそれぞれ、右欄に記載している額を減額するものでございます。第3目橋梁維持修繕費、補正額2754万8000円の減額。橋梁維持修繕事業、及び五線橋改修事業、いずれも事業費確定に伴う、それぞれ記載額の減額でございます。次の頁になります。第4目除雪対策費、補正額1907万8000円の追加、除雪対策事業は除排雪にかかる費用として、追加でございますが、今後降雪の状況によってはさらに増額になる見込みでございます。雪寒建設機械整備事業は事業費確定による減額、流雪溝維持管理事業は、流雪溝内の土砂上げ費用、100万円の追加、流雪溝改修事業は事業費確定に伴う減額でございます。第4項都市計画費、第2目公共下水道費、補正額1276万1000円の減額。公共下水道事業特別会計繰出金、繰越金計上による繰出金の減額でございます。第3目公園費、補正額289万6000円の減額。公園維持管理事業から、1番下の美馬牛駅前広場整備事業までの3事業は事業費確定によるもの、及び交付金、基金等の財源調整によりそれぞれの減額でございます。第5項住宅費、第1目住宅管理費、補正額133万5000円の追加。町営住宅管理事業は町営住宅室内の改修費用及び財源調整によるもの、定住促進住宅購入事業は事業費確定による減額でございます。第2目住宅建設費、補正額324万3000円の減額。空き家対策事業から、下の3番目、町営住宅建設事業までの3事業いずれも事業費確定、財源調整によりそれぞれ事業費の減額でございます。次の頁になります。第9款消防費、第1項消防費、補正額1124万3000円の減額、大雪消防組合負担金、組合負担経費の事業費整理に伴う減額でございます。第10款教育費、第1項教育総務費、第3目学校給食費、補正額50万円の追加、学校給食管理運営事業、給食食材単価高騰に伴う追加でございます。第2項小学校費、第1目学校管理費、補正額540万円の追加、小学校管理運営事業、町内五つの小学校の燃料費の追加でございます。第2目教育振興費、補正額3万1000円の追加。小学校スキー授業推進事業、スキー指導員の増加による謝礼の追加でございます。第3項中学校費、第1目学校管理費、補正額1104万円の追加、中学校管理運営事業、町内二つの中学校の燃料費、電気料の追加、美瑛中学校の特別支援学校指導体制整備のため教室の改修費、及び肢体不自由生徒の階段昇降車購入費用の追加でございます。第4項社会教育費、第2目公民館費、補正額44万円の減額、公民館事業、各種講座実績による減額でございます。次の頁になります。第11款公債費、第1項公債費、第1目元金、補正額1524万円の追加、起債償還元金確定による追加でございます。第2目利子、補正額2783万円の減額です。起債償還利子及び一時借入金等利子は借入額の利率の変更に伴う減、及び借入額の期間減少による減額でございます。第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第1目公共施設等整備基金費、補正額1億4744万円の追加。公共施設等整備基金の運用管理事業、財源確保による積立金の追加でございます。なお、このうち公共土木施設災害復旧事業で平成28年度にこの基金から積立っていた734

4万円も合わせて積み立てます。第8目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額4132万3000円の追加、丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業、ふるさと納税まちづくり寄附金1754件分の追加でございます。第2項公営企業費、第1目上水道事業補助金、補正額95万6000円の減額。上水道事業補助事業、事業費確定に伴う上水道補助金の減額でございます。第3目病院事業負担金、補正額10万円の減額、病院事業建設改良費負担金、医療機器購入額確定による負担金の減額でございます。第13款災害復旧費、第1項公共土木施設災害復旧費、第1目現年発生災害復旧費、補正額1310万円の追加、公共土木施設災害復旧事業、町道ルベシベ第6第3線防雪柵の災害復旧工事の追加でございます。

歳出の説明を終わり、続いて歳入の説明をさせていただきます。28頁にお戻り願います。歳入、第1款町税、第1項町民税から第5項入湯税までの町税の合計、補正額4371万4000円の追加。現年課税分それぞれの税目の課税実績による追加でございます。第9款地方交付税、第1項地方交付税、補正額1974万8000円の追加。普通交付税でございます。地方交付税のうち、特別交付税を除いた普通交付税は、今回の補正により全額計上してございます。第12款使用料及び手数料、第1項使用料、第2目民生使用料、補正額224万1000円の減額、へき地、及びどんどり保育園保育使用料を昨年9月から利用者負担額を軽減したことによるそれぞれの使用料の減額でございます。第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金、補正額177万2000円の減額、障害者医療費負担金は受給者増によるもの、児童手当負担金は支給対象者の確定によるもの、施設型給付費等負担金は、幼稚園利用者の増、公定価格改定による追加と減少でございます。第2目衛生費負担金、補正額55万円の減額。国民健康保険基盤安定負担金、国民健康保険軽減分の交付額決定に伴う減額でございます。第3目災害復旧費負担金、補正額1000万円の追加、公共土木施設災害復旧費負担金、町道ルベシベ第6第3線防雪柵災害復旧工事、国庫負担金の追加です。第2項国庫補助金、第1目総務費補助金、補正額1828万1000円の追加、地方創生推進交付金は事業精査によるもの、公衆無線LAN環境整備支援事業費補助金は、駅前に設置しましたWi-Fi設備の事業費確定による減額でございます。第2目民生費補助金、補正額26万6000円の追加。地域生活支援事業費補助金、それから子ども・子育て支援交付金いずれも、利用者の増に伴う補助金交付金の追加でございます。次の頁になります。第5目土木費補助金、補正額4423万2000円の減額。1の朗根内上俵真布線道路改良舗装事業交付金から7番目の流雪溝改修事業交付金まで7事業、及び丸山公園改修事業交付金、北町団地2-1号棟外構整備事業、いずれの事業も事業費確定による交付金の減額で、それぞれ記載の金額の減額でございます。第14款道支出金、第1項道負担金、第1目民生費負担金、補正額41万3000円の減額。障害者医療費負担金は、受給者増による追加、児童手当負担金は対象者確定による減額、施設型給付費等負担金は、利用者増、公定価格改定による追加でございます。第2目衛生費負担金、

補正額 67万9000円の減額。国民健康保険基盤安定負担金及び後期高齢者医療保険基盤安定負担金いずれも交付額決定によるそれぞれの額の減額でございます。第3目土木費負担金、補正額 279万6000円の減額。流雪溝改修事業負担金、事業費確定による負担金の減額です。第2項道補助金、第2目民生費補助金、補正額 20万7000円の追加。老人クラブ運営費補助金、それから地域生活支援事業費補助金は補助金の額確定によるもの、子ども・子育て支援交付金は、利用者増による交付金の追加でございます。第4目農林水産業費補助金、補正額 1298万2000円、農業次世代人材投資資金交付金から3番目の強い農業づくり交付金までの3事業はそれぞれ事業費確定による、それぞれの交付金の減額でございます。経営所得安定対策等推進事業補助金は補助金採択による追加、農山漁村振興交付金は事業費確定による減額。農地利用最適化交付金は新設されました交付金で、農業委員会の運営事業に充当するものでございます。未来につなぐ森づくり推進事業補助金は事業費増による追加、森林環境保全整備事業補助金は事業費確定による減額でございます。第5目商工費補助金、補正額 351万4000円の追加、北海道学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金は、補助内定額減額のための減、地域づくり総合交付金は、プール建設事業補助金の追加でございます。次の頁になります。第16款寄附金、第1項寄附金、補正額 4652万3000円の追加、まちづくり寄附金 1754件分の追加でございます。まちづくり寄附金については2月1日現在、申し込み件数 3992件で累計寄附金額は 8153万3457円となっております。企業版ふるさとの納税寄附金は、美瑛町が実施するそれぞれの事業について、活性化プロジェクトは三つありますけども、これについて企業が、納税して応援する制度で6社分の追加でございます。第17款繰入金、第1項繰入金、補正額 910万5000円の減額。公共施設等整備基金繰入金から4番目の人づくり育成基金繰入金まで、それぞれの基金から繰り入れした事業費の確定精査による増減でございます。5番目の国民健康保険特別会計繰入金は、国保税確定に伴う繰越金計上による繰入金の追加でございます。第19款諸収入、第5項雑入、第3目過年度収入、補正額 7344万円の追加、平成28年度に実施した公共土木施設災害復旧工事分の国庫負担金でございます。支出でも説明しておりますけども、公共施設等整備基金に積み戻しを行います。第4目雑入、補正額 959万7000円の減額。学校教職員等給食費負担金から、1番下の農山漁村振興交付金までの雑入は、決算見込み事業費確定による増減とスポーツ振興助成金未採択による減額でございます。次の頁になります。第20款町債、第1項町債、第1目総務債、補正額 250万円の減額。緊急防災減災、防災無線整備事業債、事業費確定による減額です。第4目農林水産業債、補正額 4020万円の減額。農業技術研修センター改修事業債は、地域づくり総合交付金を充当することに伴う減額、過疎対策ソフト分の農業支援対策事業債は、米生産安定支援対策事業の事業費確定による減額、新規就農者技術習得管理施設整備事業債は、事業費確定による減額でございます。第5目商工債、補正額 1920万円の減額、文化スポー

ツ振興債町民プール建設に係る過疎債を地域づくり総合交付金で充当することによる減額でございます。第6目土木債、補正額550万円の追加、道路橋梁債、1番目の美沢17線道路整備事業債から、6番目の辺地対策ですけれども、美望ヶ原ビルケ線道路整備事業債までの6事業につきましては、それぞれの事業における事業費の確定に伴う、起債の増減及び起債目的を過疎債から辺地債へ組み替えによるものでございます。第8目病院事業債、補正額10万円の減額、病院事業債、医療機器購入事業費確定による減額でございます。失礼しました。一つ、前に戻りまして、都市計画債、美馬牛駅前広場整備事業債は事業費確定による10万円の減額です。第8目飛ばしまして第10目臨時財政対策債、補正額1409万円の減額、臨時財政対策債、額確定による減額でございます。歳入の説明を終わり、次に26頁、第2表の繰越明許費の補正になります。26頁をお開き願います。平成30年度に繰り越しして事業を実施するものでございます。第2表繰越明許費補正、追加、第2款総務費、第1項総務管理費、事業名、情報ネットワーク構築事業他1事業、総務費の計、996万9000円、第13款災害復旧費、第1項公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業、現年発生災害復旧費他1事業、災害復旧費の計、1億5110万円。合計1億6106万9000円でございます。次に第3表地方債の補正になります。次の頁になります。第3表地方債の補正、地方債の総額、13億7640万円から7059万円を減額し、変更後の地方債の総額を13億581万円とするものでございます。起債の目的、変更前限度額、変更後限度額のみを申し上げ、個別の事業名については省略させていただきます。起債の目的、緊急防災減災事業、変更前限度額1500万円、変更後限度額1250万円、辺地対策事業、変更前限度額1330万円。変更後限度額3950万円、過疎対策事業、変更前限度額10億7160万円、変更後限度額9億9140万円。臨時財政対策債、変更前限度額2億5670万円、変更後限度額2億4261万円、地方債の合計、変更前限度額13億7640万円。変更後限度額13億581万円です。起債の方法、利率、償還の方法は変更はありません。24頁と25頁の第1表歳入歳出予算補正についての説明は省略させていただきます。以上で議案第8号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（杉山勝雄議員）　ここで午後1時まで休憩します。

休憩宣告（午前11時55分）

再開宣告（午後1時00分）

○副議長（杉山勝雄議員）　休憩前に続き、議会を再開いたします。

次に、議案第9号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、小杉保健福祉課長。

（保健福祉課長 小杉 昌敏君 登壇）

○保健福祉課長（小杉昌敏君） 議案第9号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は60頁から65頁までになります。このたびの補正予算は繰越金の確定に伴う整理及び国民健康保険税の収入増により一般会計への繰出金の増額補正を行うものです。初めに議案条文を朗読させていただきます。

（議案の朗読を省略する）

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。初めに歳出からです。議案集64、65頁をお開きください。歳出、第2款諸支出金、第2項繰出金、第1目一般会計繰出金、補正額18万円の追加です。国民健康保険税の収入増、繰越金の増に伴い一般会計へ繰り出しを行うものであります。

次に歳入のご説明をいたします。62、63頁へお戻りください。歳入、第1款国民健康保険税、第1項国民健康保険税、第2目退職被保険者等国民健康保険税、補正額1万4000円の追加です。国民健康保険税滞納繰越分の収入増により増額補正を行うものです。第2款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、補正額16万6000円の追加です。繰越金の確定に伴う増額補正になります。なお61頁の第1表歳入歳出予算補正は説明を省略させていただきます。以上で議案第9号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（杉山勝雄議員） 保健福祉課長そのまま。

次に、議案第10号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

○保健福祉課長（小杉昌敏君） 議案第10号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は66頁から71頁になります。このたびの補正予算は、歳出では一時借入金利子の確定による減額補正、歳入では、貸付金元利収入の減、及び繰越金の確定に伴う補正と、一般会計繰入金の財源調整によるものです。初めに議案条文を朗読させていただきます。議案集66頁をお開き願ひます。

（議案の朗読を省略する）

それでは歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。初めに歳出からです。議案集70、71頁をお開きください。歳出第2款公債費、第1項公債費、第2目利子、補正額2万4000円の減額です。一時借入金の利子の確定による減額補正になります。

次に歳入のご説明をいたします。68、69頁にお戻りください。歳入、第2款繰入金、第1項繰入金、第1目一般会計繰入金、補正額7万5000円の減額です。財源調整による一般会計繰入金の減額補正になります。第3款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、補正額7万5000円の追加です。繰越金の確定に伴う増額補正です。第4款諸収入、第1項貸付金元利収入、第1目貸付金元利収入、補正額2万4000円の減額です。貸付金元利収入の確定による減額補正です。67頁の第1表歳入歳出予算補正は説明を省略させていただきます。以上で



議案第10号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○副議長（杉山勝雄議員） 次に、議案第11号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、中島水道整備室長。

（水道整備室長 中島 二郎君 登壇）

○水道整備室長（中島二郎君） 議案第11号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集の72頁から77頁になります。初めに、72頁をお開きください。今回の補正は歳入におきましては、基金繰入金による歳出補正の財源調整でございます。歳入におきましては、送電施設修繕料の追加をお願いするものでございます。以下、議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明を申し上げます。76頁をお開きください。歳出でございます。第2款発電施設費、第1項施設管理費、補正額102万2000円。需用費で送電施設開閉器取り換えに伴う修繕料の追加でございます。

次に歳入の説明を行います。74頁をお開きください。歳入でございます。第2款繰入金、第2項繰入金、補正額102万2000円の追加であります。基金からの繰入金で歳出補正の財源充当でございます。73頁の第1表歳入歳出予算補正については省略をさせていただきます。以上で議案第11号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（杉山勝雄議員） はい。水道整備室長はそのまま。

次に、議案第12号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

○水道整備室長（中島二郎君） 議案第12号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集の78頁から83頁になります。初めに78頁をお開き願います。今回の補正は歳入におきましては、新規加入に伴う負担金の追加、泉源使用量の減額及び繰越金の額確定に伴う財源調整でございます。歳入におきましては一般管理費で消費税納付額の減額と基金積立金の追加をお願いするものでございます。以下議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明を申し上げます。82頁をお開きください。歳出でございます。第1款総務費、第1項総務管理費、補正額40万4000円の減額であります。公課費で消費税及び地方消費税中間納付金の額確定による減額でございます。第4款基金積立金、第1項基金積立金、補正額113万7000円の追加であります。泉源改修に備えた基金積立額の追加でございます。

次に歳入の説明を行います。80頁をお開きください。歳入でございます。第1款分担金及び負担金、第1項負担金、補正額48万5000円の追加であります。新規加入1件分の負担

金でございます。第2款泉源使用料、第1項使用料、補正額27万4000円の減額であります。実績見込みによる整理でございます。第4款繰越金、第1項繰越金、補正額52万2000円の追加であります。前年度繰越金の額確定によるものでございます。79頁の第1表歳入歳出予算補正については省略をさせていただきます。以上で議案第12号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（杉山勝雄議員） はい。水道整備室長はそのまま。

次に、議案第13号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

○水道整備室長（中島二郎君） 議案第13号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集の84頁から90頁になります。初めに84頁をお開き願います。今回の補正は歳入におきましては繰越金の額確定に伴う財源調整と本年度のコンポストヤード整備事業費確定に伴う町債、補助金の減額をお願いするものでございます。歳入におきましては、人件費で支給対象職員の変更に伴う減額、建設事業費では事業費確定に伴う減額をお願いするものでございます。以下議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明を申し上げます。89頁をお開きください。歳出でございます。第1款下水道事業費、第1項下水道管理費、第1目一般管理費、補正額426万9000円の減額であります。支給対象職員の変更に伴います、給料、職員手当、共済費、人件費の減額でございます。第2項事業費、第1目建設事業費、補正額1690万円の減額であります。下水汚泥コンポストヤード整備の事業費確定に伴います、工事管理委託料及び工事請負費の減額と、備品購入費では、コンポストヤードで使用のホイールローダー購入費の額確定に伴う減額でございます。

次に歳入の説明を行います。87頁をお開きください。歳入でございます。第3款繰入金、第1項繰入金、補正額1276万1000円の減額であります。歳入補正に係る財源調整によるものでございます。第4款繰越金、第1項繰越金、補正額849万2000円の追加であります。前年度繰越金の確定による追加でございます。第6款町債、第1項町債、補正額400万円の減額であります。事業費確定に伴う下水道事業債の減額でございます。第7款国庫支出金、第1項、国庫補助金補正額1290万円の減額であります。事業費確定に伴う下水道事業補助金の減額でございます。次に86頁に戻りまして第2表地方債補正についてご説明を申し上げます。下水道汚泥コンポストヤード整備に係る事業費確定に伴いまして起債額の変更するものでございます。それでは朗読をいたします。第2表地方債補正変更起債の目的、起債変更前限度額、変更後限度額のみ申し上げます。起債の目的、公共下水道事業、変更前限度額1億2680万円。変更後限度額1億2280万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につき

ましては変更はございません。85頁の第1表歳入歳出予算補正につきましては省略をさせていただきます。以上で議案第13号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（杉山勝雄議員） はい。水道整備室長はそのまま。

次に、議案第14号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

○水道整備室長（中島二郎君） 議案第14号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。

議案集につきましては91頁から95頁になります。初めに91頁をお開きください。今回の補正は収益的支出では、業務量確定に伴う不用額の整理と、減価償却費、資産除却費の追加をお願いするものでございます。収益的収入では営業収益では給水工事に係る手数料と、材料売却費等の追加。営業外収益では、各事業確定に伴う整理をするものでございます。資本的収入、資本的支出ともに事業費確定に伴う減額をお願いするものでございます。以下議案を朗読させていただきます。

（議案の朗読を省略する）

次に、平成29年度美瑛町水道事業会計補正予算説明、収益的収入及び支出の支出よりご説明申し上げます。94頁をお開きください。支出でございます。第1款水道事業費用、第1項営業費用第1目原水及び浄水費、補正額141万4000円の減額。委託料、賃借料、薬品費それぞれ不用額の整理でございます。第2目配水及び給水費、補正額779万円の減額。備消耗品費、委託料ともに不用額の整理でございます。修繕費、材料費はメーター器取り換え修繕の実績額確定による減額でございます。第3目総係費、補正額358万4000円の減額。給料、手当、法定福利費につきましては、職員に係る人件費の額確定による減額整理でございます。委託料につきましては執行残の整理でございます。第4目減価償却費、補正額139万5000円の追加。本年度の建設工事完了に伴う償却費の追加でございます。第5目資産減耗費、補正額119万1000円の追加。構築物機械及び装置では工事完了に伴う除却費と、量水器撤去に伴う除却費でございます。第3項特別損失、補正額2万円の追加、過年度分損益修正に伴う追加でございます。

次に収入についてご説明をいたします。93頁でございます。収入でございます。第1款水道事業収益、第1項営業収益、補正額47万2000円の追加。手数料、材料売却収益、共に給水装置工事件数の増に伴う追加でございます。第2項営業外収益、第1目他会計負担金、補正額6万8000円の減額、検針委託業務確定に伴う下水道会計負担金の整理でございます。第2目他団体負担金、補正額30万円の減額。消火栓修繕カ所皆無であったことによる、大雪消防組合負担金の整理でございます。第4目国庫補助金、補正額27万7000円の減額。災

害復旧工事完了に伴う整理でございます。第5目他会計補助金、補正額57万5000円の減額。企業債償還等に係る一般会計補助金の整理でございます。第6目長期前受金戻入、補正額139万5000円の追加、業務確定に伴う整理でございます。第7目雑収益、補正額25万円の追加、消費税還付金等でございます。次に、資本的収入及び支出の支出よりご説明を申し上げます。95頁になります。支出でございます。第1款資本的支出、第1項建設改良費、補正額2699万2000円の減額。事業完了に伴う不用額の整理でございます。第2項固定資産購入費、補正額28万4000円の減額。取り換え用量水器確定に伴う整理でございます。次に収入についてご説明を申し上げます。収入でございます。第1款資本的収入、第1項国庫補助金、補正額400万9000円の減額。事業完了に伴う国庫補助金額確定に伴う減額でございます。第2項一般会計補助金、補正額38万1000円の減額、旧簡易水道整備に係る一般会計補助金の整理でございます。第3項工事負担金、補正額564万2000円の減額。事業費確定に伴う道負担金、大雪消防組合工事負担金の減額でございます。第4項企業債、補正額1593万2000円の減額。事業費確定に伴う企業債の減額でございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4585万3000円は、過年度分損益勘定留保資金4585万3000円で補てんするものとする。以上で議案第14号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○副議長（杉山勝雄議員） 次に、議案第15号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、平間町立病院事務局長。

（町立病院事務局長 平間 克哉君 登壇）

○町立病院事務局長（平間克哉君） 議案第15号の提案理由につきましてご説明申し上げます。

議案集につきましては96頁から100頁になります。今回の補正につきましては、今年度、入院外来とも当初予定を下回る見込みとなったため、事業予定量の減員補正、収益的収入及び支出では、収入においては、入院及び外来患者数の予定量減少などによる医業収益の減額、長期前受金戻入等が減少したことによる医業外収益の減額。支出においては、給与費、材料費、及び経費等の減額補正、資産整理による除却確定に伴う資産減耗費の増額補正、及び引当金繰入費の減額補正、また、資産購入の確定に伴う資本的収入及び支出の減額補正等をお願いするものでございます。最初に議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

はじめに、収益的支出についてご説明をさせていただきます。99頁をお開き願います。第1款病院事業費用、第1項医業費用であります。第1目給与費、補正額6110万円の減、職員給与及び職員手当につきましては、職員の退職、不補充に伴う支給額の精査、事務員にあっては、会計間異動に伴う支給額の精査により減額をお願いするものでございます。賃金につま

しては、配置の見直し、退職に伴う採用減により減額するものでございます。また、法定福利費につきましては、職員の退職によるもの及び各種負担金率の変更等の精査に伴う減額でございます。第2目材料費、補正額1000万円の減。薬品費につきましては、廉価購入、ジェネリック薬品への移行等に伴い減額するもので、診療材料費につきましては、入院病棟の患者増に伴う増額でございます。第3目経費、補正額288万1000円の減。消耗品費につきましては、購入数の縮減等による減額、光熱水費につきましては、電気使用実績による減額。燃料費につきましては重油燃料購入単価の増による増額、修繕費につきましては、医療機器の修繕見込み額の減による減額でございます。また、賃借料につきましては、酸素濃縮機借り上げ及びその他の医療機器借り上げの執行見込み額の減によりまして減額をするものでございます。第6目資産減耗費、補正額125万円の増。除却資産の確定に伴い増額補正をするものです。第8目引当金繰入費、補正額560万円の減。平成30年6月支給期の期末勤勉手当に係る不用額を減額するものであります。

次に、収益的収入でございます。98頁をお開き願います。第1款病院事業収益、第1項医業収益であります。第1目入院収益、補正額3938万9000円の減。入院収益につきましては、今年度のこれまでの入院患者数が当初予定を下回って推移していることから、年間の延べ入院患者数を当初比で3680人減員し、これに伴い収益の減額をお願いするものでございます。第2目外来収益、補正額3400万円の減。外来収益につきましては、今年度のこれまでの外来患者数が当初予定を下回って推移しているところから、年間の延べ外来患者数を当初比で4380人減員し、これに伴い収益の減額をお願いするものでございます。第3目その他医業収益、補正額176万円の減。室料差額収益につきましては個室利用実績の減によるもの、医療相談収益につきましてはドック成人病健診等の減による減額補正をお願いするものであります。次に、第2項医業外収益であります。第4目長期前受金戻入、補正額5万円の減。実績見込みの減に伴い減額補正するものでございます。第5目その他医業外収益、補正額15万円の減。実績見込みの減に伴い減額をするものでございます。次に、資本的収入及び支出についてご説明をさせていただきます。100頁をお開き願います。第1款資本的支出、第1項建設改良費であります。第1目資産購入費36万3000円の減。備品購入額の確定による不用額を減額補正するものでございます。次に資本的収入でございます。第1款資本的収入、第1項医療設備整備負担金であります。第1目医療設備整備負担金10万円の減。備品購入額の確定により負担金を減額補正するものでございます。次に、第2項企業債であります。第1目企業債10万円の減。同じく備品購入額の確定により、企業債を減額するものでございます。以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○副議長（杉山勝雄議員） これで、8案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。はじめに、8案件に関連する事項についての総括質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで8案件に関連する総括質疑を終わります。

次に、議案第8号についての総括質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第8号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第8号についての質疑を行います。議案集の36頁から39頁まで、はじめに、平成29年度美瑛町一般会計補正予算の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第1款議会費及び第2款総務費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「はい」の声)

はい、9番角和議員。

○9番(角和浩幸議員) 9番でございます。私は、第2款第1項第7目地域振興費、39頁中、説明欄の(3)海外交流事業についてお尋ねをいたします。120万円の減額補正での計上となっております。先ほど説明で、財源の調整を行っているという説明を受けましたけれども、実質的な執行残がそのままマイナス120万円と理解しておりますけれども、それでよろしいでしょうか。また、120万円の執行残となりますと、この事業の主たる内容は、海外への旅費でございます。年度内に何回、海外出張を行ったのか、お尋ねをいたします。

(「はい」の声)

○副議長(杉山勝雄議員) 今野経済文化振興課長。

○経済文化振興課長(今野聖貴君) 海外交流事業につきましては、120万円減額ということで、これについては旅費の部分で減額ということになっております。実績ですが、年度内の海外への実績としましては、5回、海外へ行っております。以上です。

(「はい」の声)

○副議長(杉山勝雄議員) はい、9番角和議員。

○9番(角和浩幸議員) 海外、5回とのことでした。すみません、補足で、何カ国に行かれたのかということが1点目の質問です。もう一つ、先ほども申しましたけれども、この事業の内容は、海外に行かれまして、そこで、行った先の国との交流を促進していくというのが目的の事業でございます。120万円を残しての5回の渡航により、当初想定していた効果というのが達成されていらっしゃるのかどうかについてお尋ねいたします。

(「はい」の声)

○副議長(杉山勝雄議員) はい、今野経済文化振興課長。

○経済文化振興課長(今野聖貴君) 実績としましては、3カ国です。中国とベトナム、イタリアということで3カ国です。中国においては、写真ですとか、音楽の交流、ベトナムにおいて

は、産業交流ですとか、トップセールス部分があります。イタリアにおいては、体験型観光ということで、当初、7回でアジア圏ということで予定をしていましたが、実際は5回程度で、ある程度、この辺で手応えがある交流ということと、次年度に向けての可能性ということが今年度探ることができたと考えております。以上です。

○副議長（杉山勝雄議員） はい、他に質疑はありますか。

（「はい」の声）

はい、7番野村議員。

○7番（野村祐司議員） 7番です。よろしく願いいたします。私は2款1項10目災害対策費についてお伺いをさせていただいております。39頁の説明欄でございますが、安全・安心なまちづくりの（2）の自主防災組織推進事業でございますが、これにつきましては、それぞれ事業費71万9000円ということで昨年、概要書で承認されておりますが、全額減額補正というような処理になっておりますが、これは事業体として難しかったのか、それとも非常にタイミングが重要だと思うんですが、それに至る経過あるいは今後のことをお考えであれば、お願いいたします。以上でございます。

（「はい」の声）

○副議長（杉山勝雄議員） はい、鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木貴久君） 自主防災組織推進事業につきましては、平成29年度に新たに町内行政区において自主防災組織を設立していただくよう予算を組んだところでございます。その中で、説明会におきましては、春の行政区長会議、町内会長会議、それから秋の行政区長会議等で説明してまいりました。農家さんにありましては、どうしても春、夏、秋の収穫まで農作業で忙しいので、冬に期待をしていたところなんですけども、こちらの方に要望が、組織の設置がなかったわけでございます。その中で、相談を受けてきた経過もあります。その中で、集落の方で問い合わせが2件ほどありまして、また、市街地においても2件ございました。その2件のうち1件、原野4線の町内会につきましては、最近、補正予算の締めが2月だったものですから、今週の頭だったと思うんですけども、ぜひやりたいということで申し出がありました。そういった面で、そうした全額補正をしたものですから、次年度において交付したいということでは考えてございます。隣町の上富良野町においては、また、中富良野町においても、自主防災組織が盛んに設立されているところでありますので、次年度に向けましても、粘り強く、また、こちらの方で仕組み等を説明しながら、今後、また増やしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○副議長（杉山勝雄議員） はい、他に質疑はありますか。

（「はい」の声）

はい、2番中村議員。

○2番（中村俱和議員） はい、2番中村です。2款1項12目の諸費について伺います。39頁の（2）地域情報通信基盤管理運営事業とありまして、維持補修工事、これは先ほどの説明では光ケーブルの新設ですか、800万円、かなり大きな金額ですけども、伺います。それで、これですね、今年度の当初予算では、情報ネットワークの予算として1265万2000円が計上されております。これ、今回のこの800万円というのは、これとの何らかの関係があるんでしょうか、関連があるんでしょうか。それともまったく別のシステムを組むという、設置するという事なんでしょうか。まず伺います。

（「はい」の声）

○副議長（杉山勝雄議員） はい、鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木貴久君） 地域情報通信基盤管理運営事業につきましては、今回の補正につきましては光ケーブルの新設工事のための補正でございます。町道新区画沼崎線でございます。こちらの、あそこ、田原坂橋から沼崎に抜ける道が町道なんですけども、そこに1件、ビルクのウェディングパレスですか、そこを購入された方に光ケーブルがそこまでいっていないものですから、そちらの新設に係る工事として800万円でございます。お尋ねの、それから、当初予算とのでございますけども、当初予算においてはそれぞれ光ケーブル工事等に発生する費用でそれぞれ賄って、今回のものとは別物でございます。

（「はい」の声）

○副議長（杉山勝雄議員） 2番中村議員。

○2番（中村俱和議員） はい。この時期にですね、年度末にこういう800万円というかなり大きな金額を組んだってということは、これは緊急性があるんでしょうか。この定例会では、新年度予算が審議されます。その中で議論してもよかったんじゃないでしょうか。伺います。

（「はい」の声）

○副議長（杉山勝雄議員） はい、鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木貴久君） 今回のこの800万円の補正につきましては、こちらの繰越明許費でも説明していたと思いますけども、26頁の繰越明許費でこの事業に係る分が723万6000円でございます。こちらの分につきましては、今現在、冬でありまして、言われるとおりの工事になりますので、まずできません。ですので、3月、4月になると、電気工事及びNTTの関係の工事につきまして、事前に申し込んでおく必要があるということで、新年度予算であれば、その方に対しての供給、線のつながりが間に合わないということで、今回、3月の補正であげさせていただいて、繰越明許で早く、春先に早く設置するという工事の内容でございます。

（「はい」の声）

○副議長（杉山勝雄議員） はい、2番中村議員。



○2番（中村俱和議員） はい。この金額、800万円ですけどもね、これは非常にきりのいい数字の、端数の数字の付いてない800という数字ですけども、これは暫定的な金額なんでしょうか。あとでまた補正で修正するという意味が込められているのでしょうか。伺います。

（「はい」の声）

○副議長（杉山勝雄議員） はい、鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木貴久君） 実際のこの800万円の補正の中身でございますけども、繰越明許費で723万6000円、こちらにつきましては、先ほど説明した新区画沼崎線の町道に関する光ケーブル工事、残り76万某でございますけども、こちらにつきましては、それぞれインターネットサービス等の関係で、それぞれ申し込みがありました件で、支障移転工事とかがありますので、そちらの方に充てるものでございます。

○副議長（杉山勝雄議員） 他に質疑はありますか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。次に進みます。

次に、議案集の40頁から43頁まで、第3款民生費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。次に進みます。

次に、議案集の44頁及び45頁、第4款衛生費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。次に進みます。

次に、議案集の46頁及び47頁、第6款農林水産業費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。次に進みます。

次に、議案集の48頁から51頁まで、第7款商工費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

（「はい」の声）

はい、2番中村議員。

○2番（中村俱和議員） はい、中村です。7款2項7目ですね、51頁、（2）スポーツセンター管理運営事業について伺います。備品購入費が、241万9000円が減額されておりますね。このことについて伺いますけども、スポーツセンターの備品といいますといろいろあると思いますけども、これは、今まで町民からいろいろ苦情なり要望なりが毎年のように寄せら

れてきた件があります。それは何なのかということですが、これは運動ジムですね。器械でウェイトをかけて筋力を鍛える器具ですね。それから、自転車もあります。これも負荷がかかるような器械ですが、これは毎年のように壊れていて、ほとんど正常に使える器具は少ないと。これは非常に町民から苦情が来て、私は今年度の当初予算の中でね、補修が行われると思っていたんですけども、今回、241万9000円の減額の内容は、この器械ジムの補修は入っておりますか。それが減額されているのでしょうか。それとも別なものが減額されたのでしょうか。伺います。

(「はい」の声)

○副議長(杉山勝雄議員) はい、文化スポーツ推進室長、栗原室長。

○文化スポーツ推進室長(栗原行可君) 今回のスポーツセンター管理運営事業内における備品購入費の241万9000円につきましては、今ありますマルチジムの更新ということで、新規購入を予定しておりました。したがって、修繕ということでなく、新規購入の予算でございます。しかしながら、この購入にあたりましては、スポーツ振興くじ助成事業を財源にしてございます。この振興事業につきましては、5分の4という高額な助成率でございます。しかしながら、大変希望、要望が多いということもあるんでしょうけども、平成29年度におきましてはその助成対象にならないということで、今回、補助の対象にならないということで、あわせて備品購入の予定をしていましたマルチジムを減額補正という形になってございます。以上です。

○副議長(杉山勝雄議員) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。次に進みます。

次に、議案集の52頁から55頁まで、第8款土木費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次に進みます。

次に、議案集の56頁及び57頁、第9款消防費及び第10款教育費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「はい」の声)

はい、2番中村議員。

○2番(中村俱和議員) はい、中村です。10款3項1目学校管理費ですね、57頁の中学校管理運営事業の中の改修工事について伺います。これは、先ほどの説明では、階段の昇降機ということ、初めて中学校に新設するというお話でした。中学校は1階、2階、3階とありますね。この設置する場所ですが、1階から2階または2階から3階、これも1カ所じゃな

くて2カ所、たぶんあったと思うんですけども、これはいくつ、どこに設置するのでしょうか。伺います。

(「はい」の声)

○副議長(杉山勝男議員) はい、吉川管理課長。

○管理課長(吉川智巳君) 学校管理用備品購入費の関係だと思えますが、これにつきましては肢体不自由、車椅子の生徒さんの2階、3階の移動のための、車椅子をそのまま乗せて階段で、キャタピラーで上がっていく機械であります。それを1台購入させていただいて、2階、3階の移動ということで使わせていただきたいと考えております。

(「はい」の声)

○副議長(杉山勝男議員) はい、2番中村議員。

○2番(中村俱和議員) そうすると、1階から2階、2階から3階と、3階まで上がれるということですね。はい、わかりました。

○副議長(杉山勝雄議員) はい、他に質疑はありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。

次に進みます。次に、議案集の58頁及び59頁、第11款公債費から第13款災害復旧費までについての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次に進みます。

次に、議案集の28頁から31頁まで、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入、第1款町税から第14款道支出金までについての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次に進みます。

次に、議案集の32頁から35頁まで、第16款寄附金から第20款町債までについての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次に進みます。

次に、議案集の26頁及び27頁、第2表、繰越明許費補正及び第3表、地方債補正についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次に進みます。

次に、議案集の23頁から25頁まで、平成29年度美瑛町一般会計補正予算の条文及び第1表、歳入歳出予算補正についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第 8 号についての質疑を終わります。

次に、議案第 9 号についての質疑を行います。議案集の 60 頁から 65 頁まで、平成 29 年度美瑛町国民健康保険特別会計補正予算の条文と第 1 表、歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第 9 号についての質疑を終わります。

次に議案第 10 号についての質疑を行います。議案集の 66 頁から 71 頁まで、平成 29 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算の条文と第 1 表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第 10 号についての質疑を終わります。

次に、議案第 11 号についての質疑を行います。議案集の 72 頁から 77 頁まで、平成 29 年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算の条文と、第 1 表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第 11 号についての質疑を終わります。

次に、議案第 12 号についての質疑を行います。議案集の 78 頁から 83 頁まで、平成 29 年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算の条文と第 1 表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第 12 号についての質疑を終わります。

次に、議案第 13 号についての質疑を行います。議案集の 84 頁から 90 頁まで、平成 29 年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算の条文と第 1 表歳入歳出予算補正、及び第 2 表地方債補正並びに歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第 13 号についての質疑を終わります。

次に、議案第 14 号についての質疑を行います。議案集の 91 頁から 95 頁まで、平成 29 年度美瑛町水道事業会計補正予算の条文と補正予算説明全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第 14 号についての質疑を終わります。

次に、議案第15号についての質疑を行います。議案集の96頁から100頁まで、平成29年度美瑛町立病院事業会計補正予算の条文と補正予算説明全般についての質疑を許します。

(「はい」の声)

はい、9番角和議員。

○9番(角和浩幸議員) 9番です。美瑛町立病院事業会計補正予算説明、99頁、支出、病院事業費用、第1款1項1目給与費の中で、職員退職とございます。これはどのような職種の方がお辞めになられたのか、そして、個人情報、プライバシーに関わりますので、ご説明いただける範囲で結構でございますので、中途退職に至った理由についてお知らせください。

(「はい」の声)

○副議長(杉山勝雄議員) はい、平間病院事務局長。

○町立病院事務局長(平間克哉君) 今回、補正予算の中で職員退職といている部分につきましては、看護師の退職ということになります。看護師の退職につきましては、昨年のですね、年度末及びですね、平成29年度内の退職ということになりますが、それにつきましては、退職の理由につきましては個人それぞれという部分がございます、一概にですね、どういう理由でということとはなかなか言えないんですけども、あくまでも個人の考えの中ですね、退職の意思があり、こちらの方で退職をしていったという職員になっております。

(「はい」の声)

○副議長(杉山勝雄議員) はい、9番角和議員。

○9番(角和浩幸議員) はい、わかりました。看護師さんの退職、このところ続いておりますけれども、業務に対する影響、そして補充についてのお考えをお伺いします。

(「はい」の声)

○副議長(杉山勝雄議員) はい、平間病院事務局長。

○町立病院事務局長(平間克哉君) 引き続きですね、退職ということが結構ありますけれども、病院としては現状の段階では、平成29年度内で4名の補充ができました。平成30年度当初にもですね、1名の採用を予定しております。今のところ、病院の管理上というかですね、業務上、看護師の数につきましては適正な数を何とか保っていけるというふうに考えております。

○副議長(杉山勝雄議員) はい、他に質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第15号についての質疑を終わります。これで議案第8から議案第15号までの8案件についての質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに議案第8号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第8号についての討論を終わります。

次に、議案第 9 号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第 9 号についての討論は終わります。

次に、議案第 10 号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第 10 号についての討論を終わります。

次に、議案第 11 号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第 11 号についての討論を終わります。

次に、議案第 12 号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第 12 号についての討論を終わります。

次に、議案第 13 号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第 13 号についての討論を終わります。

次に、議案第 14 号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第 14 号についての討論を終わります。

次に、議案第 15 号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第 15 号についての討論を終わります。

これから、日程第 16、議案第 8 号の件を採決します。議案第 8 号、平成 29 年度美瑛町一般会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第 8 号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 17、議案第 9 号の件を採決します。議案第 9 号、平成 29 年度美瑛町国民健康保険特別会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第 9 号の件は、原案のとおり可決されました。

次に日程第 18、議案第 10 号の件を採決します。議案第 10 号、平成 29 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第10号の件は原案のとおり可決されました。

次に日程第19、議案第11号の件を採決します。議案第11号、平成29年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第11号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第12号の件を採決します。議案第12号、平成29年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第12号の件は原案のとおり可決されました。

次に日程第21、議案第13号の件を採決します。議案第13号、平成29年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって議案第13号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第14号の件を採決します。議案第14号、平成29年度美瑛町水道事業会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。従って議案第14号の件は原案のとおり可決されました。次に、日程第23、議案第15号の件を採決します。議案第15号、平成29年度美瑛町立病院事業会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。これで議案第15号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第24 議案第33号 美瑛町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

---

○副議長(杉山勝雄議員) 日程第24、議案第33号、美瑛町過疎地域自立促進市町村計画の変更についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、今瀧政策調整課長。

(政策調整課長 今瀧 毅君 登壇)

○政策調整課長（今瀧 毅君） 議案第33号の提案理由を申し上げます。議案集の105頁をお開き願います。本町では、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、平成28年度から平成32年度までの5年間で計画される事業につきまして、過疎地域自立促進市町村計画を策定し、過疎対策事業債を活用する中、各種事業を進めてまいりました。今回、現計画への新たな事業の追加と計画書記載の整理を行わせていただきたく、議会の議決を求めるものでございます。それでは、議案を朗読させていただきます。

（議案の朗読を省略する）

変更する内容につきましては、議案集106頁から108頁になります。表右側の変更後の事業内容についてのみ説明を申し上げます。まず、事業の追加に伴う変更となります。106頁、5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進（1）現状と問題点、（2）その対策の項目におきまして、平成30年度実施を予定している認定こども園整備事業に係る内容を計画本文に記載を追加し、107頁（3）計画に認定こども園整備事業を追加するものでございます。次に107頁中段から108頁になりますが、計画書記載内容についての軽微な変更となります。平成30年度、木質バイオマスエネルギーの導入推進を図るために、木質チップ保管庫の整備を計画しております。10番、その他地域の自立促進に関し必要な事項において、再生可能エネルギーを利用するための施設の事業名及び事業内容に係る記載と、108頁（3）計画の表の記載を整理するものでございます。以上で議案第33号の提案理由の説明を終わります。ご審議のほどお願い申し上げます。

○副議長（杉山勝雄議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「はい」の声）

はい、2番中村議員。

○2番（中村俱和議員） はい、2番中村です。この中の、別紙のですね、「再生可能エネルギー」という文言が加わったわけですが、これは今までの太陽光や木質バイオマス以外に、こういうあらゆるエネルギーを組み入れていくという、包括していくという意味だと思いますけども、その中には当然、風力、水力、地熱、それから、美瑛は離れてますけども潮力、海ですね、そういうものも含まれるという解釈でよろしいですか。

（「はい」の声）

○副議長（杉山勝雄議員） 今瀧政策調整課長。

○政策調整課長（今瀧 毅君） この市町村計画の一覧表にございますが、再生可能エネルギーの利用ということで、再生可能エネルギー全般を含む項目となっております。この中で、美瑛町として現在取り組まれている事業としましては、太陽光だとか、あと木質バイオマスエネルギー、あと地熱っていった部分は、調査研究等を含めて取り組みを進めておりますけれども、取り組み可能な事業メニューの中にはさまざまな再生可能エネルギーが含まれているという



こととございます。以上です。

○副議長（杉山勝雄議員） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第24、議案第33号の件を採決します。議案第33号、美瑛町過疎地域自立促進市町村計画の変更についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。従って議案第33号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第25 報告第1号 専決処分について

---

○副議長（杉山勝雄議員） 日程第25号、報告第1号、専決処分についての件を議題とします。本件についての説明を求めます。

（「はい」の声）

はい。芝生建設水道課長。

（建設水道課長 芝生 公之君 登壇）

○建設水道課長（芝生公之君） 報告第1号専決処分についての提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては109頁になります。町道白金美瑛線水楽橋道路災害復旧工事は、平成29年、第5回議会臨時会で請負契約の締結について議決をいただいているところと、今回の工事におきまして、災害時の大雨により埋没していた護岸ブロック及び道路附属物の数量が確定したことにより、236万5200円の増額となったことから、2月7日に専決いたしましたので報告するものです。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で報告第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○副議長（杉山勝雄議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。報告第1号については、これをもって審議を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。従って報告第1号の件は報告を終わります。

---

散会宣告

---

○副議長（杉山勝雄議員） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

---

散会挨拶

---

○副議長（杉山勝雄議員） 大変ありがとうございました。不慣れな点多々あったかと思えますけれども、第1日目無事に終了することができました皆様のご協力ありがとうございました。

午後2時14分 散会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成30年 6月22日

美瑛町議会 議長 濱田 洋一

議員 沢尻 健

議員 野村 祐司